

監査結果公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成25年9月17日

奈良県監査委員 廣野隆信
同 南田昭典
同 神田加津代
同 大國正博

なお、監査執行者は次のとおりです。

| 監査委員 | 委員実地監査実施日 |
|-------|-----------------------|
| 廣野隆信 | 平成25年1月24日～平成25年8月8日 |
| 南田昭典 | 平成25年1月24日～平成25年8月8日 |
| 睨 真夕美 | 平成25年1月24日～平成25年6月14日 |
| 森山賀文 | 平成25年1月24日～平成25年6月14日 |
| 神田加津代 | 平成25年7月16日～平成25年8月8日 |
| 大國正博 | 平成25年7月16日～平成25年8月8日 |

監 査 結 果 報 告 書

平成 25 監査年度 第 1 回

(平成 25 年 1 月～8 月定期監査)

(平成 25 年 8 月工事監査)

(平成 25 年 8 月財政的援助団体等監査)

平成 2 5 年 9 月

奈 良 県 監 査 委 員

目 次

| | | |
|-----|--------------------------|----|
| 第 1 | 定期監査 ----- | 1 |
| | 1 監査の実施方針 ----- | 1 |
| | 2 監査における重点事項 ----- | 1 |
| | 3 委員実地監査実施日 ----- | 2 |
| | 4 監査対象機関 ----- | 3 |
| | 5 監査の結果 ----- | 4 |
| | (1) 部局別指摘事項等件数一覧 ----- | 4 |
| | (2) 指摘等の内容 ----- | 5 |
| | (3) 所属別 ----- | 9 |
| | ア 本庁 | |
| | 知事公室 ----- | 9 |
| | 総務部 ----- | 9 |
| | 地域振興部 ----- | 10 |
| | 観光局 ----- | 12 |
| | 健康福祉部 ----- | 13 |
| | こども・女性局 ----- | 14 |
| | 医療政策部 ----- | 14 |
| | くらし創造部 ----- | 15 |
| | 景観・環境局 ----- | 16 |
| | 産業・雇用振興部 ----- | 16 |
| | 農林部 ----- | 18 |
| | 県土マネジメント部 ----- | 18 |
| | まちづくり推進局 ----- | 20 |
| | 会計局 ----- | 20 |
| | 水道局 ----- | 21 |
| | 議会事務局 ----- | 21 |
| | 教育委員会 ----- | 21 |
| | 行政委員会 ----- | 24 |
| | 警察本部 ----- | 25 |
| | イ 出先機関 | |
| | 知事公室 ----- | 26 |
| | 地域振興部 ----- | 26 |
| | 観光局 ----- | 26 |
| | 健康福祉部 ----- | 26 |
| | こども・女性局 ----- | 27 |
| | 医療政策部 ----- | 27 |
| | くらし創造部 ----- | 30 |
| | 景観・環境局 ----- | 31 |
| | 産業・雇用振興部 ----- | 31 |
| | 農林部 ----- | 31 |
| | 県土マネジメント部 ----- | 33 |
| | まちづくり推進局 ----- | 33 |
| | 教育委員会 ----- | 33 |
| | 警察本部 ----- | 36 |
| 第 2 | 工事監査 ----- | 37 |
| 第 3 | 財政的援助団体等監査 ----- | 38 |
| | 1 監査の実施方針 ----- | 38 |
| | 2 監査実施団体の概要及び監査の結果 ----- | 38 |
| | 財団法人奈良県農業振興公社 ----- | 38 |
| | 公益財団法人奈良県林業基金 ----- | 41 |
| | 奈良県土地開発公社 ----- | 43 |
| | 奈良県道路公社 ----- | 45 |

第1 定期監査

1 監査の実施方針

監査は、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を対象として、これらが、法令、条例等の規定に沿って適正に行われているかどうか、経済性、効率性、有効性の観点から適切に行われているかを主眼として、県民目線に立って厳正に実施した。

2 監査における重点事項

監査を効率的に実施するため、平成25監査年度における監査重点項目は、次のとおりとした。

(1) 税外未収金等にかかる債権管理について

奈良県の財政環境が一段と厳しさを増す中、「未収金対策の推進」は、財源の確保と負担の公平性の観点から、「奈良県新行政経営プログラム（平成23年2月策定）」の重点的に取り組む事項のひとつとなっており、未収金対策推進連絡会議を通じて、情報交換や有効な手法の検討を行うなど、全庁的かつ適切な債権管理に取り組んでいるが、税外未収金における個別の取組等は、各部局によって差がある状況である。

「税外未収金の縮減」については、平成23年度奈良県歳入歳出決算審査意見書で、「未収金対策は重要な課題であり、より全庁的かつ適切な債権管理が強く求められているところである。今後も新たな未収金の発生防止に努めるとともに、より一層効果的かつきめ細やかな収納対策の推進に努められたい」と意見を述べたところである。

そこで、税外未収金等にかかる収納事務について、法令等に基づいて適切に行われているかなどを、経済性、効率性及び有効性の観点から検証し監査を行う。

(2) 県単独補助金及び委託費にかかる実績・履行確認について

補助金交付事務は、奈良県補助金等交付規則や各補助金交付要綱等に基づき実施されているところであるが、補助金交付事務において特に重要な手続である交付すべき補助金等の額を確定するために実施する実績報告にかかる審査・調査については、具体的に規定されていないことから、所管課における判断により実施されており、所管課によって差がある状況にある。

また、近年、複雑で多様な業務が増加している委託契約についても、契約の履行・完了確認のための検査が地方自治法により定められているものの、検査方法についての具体的な規定がないことから、補助金交付事務の場合と同様の課題が認められるところである。

そこで、県単独補助金と委託費にかかる所管課が行う実績・履行確認事務につい

て適正に実施されているか監査を行う。

(3) 随意契約の締結について

随意契約の締結については、平成24監査年度の監査重点事項として監査を実施したところであるが、平成24年7月2日付けで総務部長・会計局長の連名により「随意契約の締結に関する取扱基準について（平成20年3月24日付会計局長通知）」の一部改正と適用の徹底を求める通知が全庁に対して発出された。

そこで、平成24監査年度の監査結果を踏まえつつ、上記通知が各所属において徹底され、随意契約の締結にかかる事務処理が適正に実施されているか監査を行う。

3 委員実地監査実施日

平成25年1月24日～平成25年8月8日

4 監査対象機関

本庁及び出先機関の154所属（本庁111所属、出先機関43所属）について実地に監査を執行した。

| 所 管 部 局 | 実 地 監 査 | | 所 管 部 局 | 実 地 監 査 | |
|-----------------|---------|------|-----------|---------|------|
| | 本 庁 | 出先機関 | | 本 庁 | 出先機関 |
| 知 事 公 室 | 8 | 1 | 農 林 部 | 11 | 5 |
| 総 務 部 | 9 | | 県土マネジメント部 | 13 | 1 |
| 地 域 振 興 部 | 9 | 3 | まちづくり推進局 | 8 | 2 |
| 観 光 局 | 3 | 1 | 会 計 局 | 1 | |
| 健 康 福 祉 部 | 7 | 2 | 水 道 局 | 1 | |
| こども・女性局 | 3 | 1 | 議 会 事 務 局 | 1 | |
| 医 療 政 策 部 | 8 | 7 | 教 育 委 員 会 | 10 | 10 |
| くらし創造部 | 6 | 2 | 行 政 委 員 会 | 3 | |
| 景 観 ・ 環 境 局 | 4 | 1 | 警 察 本 部 | 1 | 4 |
| 産 業 ・ 雇 用 振 興 部 | 5 | 3 | 合 計 | 111 | 43 |

※ 実地監査 監査対象機関に出向くなどして、関係書類や事務、事業等の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取することを基本として行う監査

5 監査の結果

(1) 部局別指摘事項等件数一覧

| | 指摘事項 | | | | | | | | | 注意事項 | | | | | | | | | 意見 | | | | | | | | 合計 | |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|------------------|--------|--------|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|------------------|--------|--------|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|------------------|-------------|-------------|-----|----|
| | 収 入 | 支 出 | 契 約 | 委 託 | 工 事 | 補 助 金 等 | 財 産 | 物 品 | そ の 他 | 収 入 | 支 出 | 契 約 | 委 託 | 工 事 | 補 助 金 等 | 財 産 | 物 品 | そ の 他 | 収 入 | 支 出 | 契 約 | 委 託 | 工 事 | 補 助 金 等 | 公 用 車 | そ の 他 | | |
| 知事公室 | | | | | | 1 | | | | | 3 | | | | 1 | | | | | | | | | | | | | 5 |
| 総務部 | | | | | | | | | | 1 | | 1 | 1 | | | | | | | 2 | | | | | | | | 5 |
| 地域振興部 | | 1 | | | 1 | | 1 | | | 1 | 2 | | | 2 | 1 | | 1 | | | | | | 1 | | | | 1 | 12 |
| 観光局 | | | | | | 1 | | | | | | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | 2 |
| 健康福祉部 | | 2 | 1 | | | | 1 | | | 2 | 3 | | | | 1 | | | | | 1 | | | | | | | 1 | 12 |
| こども・女性局 | | | | | | | | | | 1 | | | 1 | | | | | | | 2 | | | | | | | | 4 |
| 医療政策部 | 3 | 1 | 1 | 2 | | | | | | 5 | 1 | | | 2 | | | 2 | 2 | 1 | | 1 | 2 | | | | | 2 | 25 |
| くらし創造部 | | | | | | | | | | 2 | | 1 | | | 1 | | 1 | | | | 1 | | | | | 1 | | 7 |
| 景観・環境局 | | | | | | | | | | | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 |
| 産業・雇用振興部 | 1 | | | 1 | | | | | | 1 | 1 | 2 | | | | | | | | | | 1 | | | | 1 | 1 | 9 |
| 農林部 | 1 | 3 | | | | | | | | | 1 | 1 | | | | | 1 | 1 | 2 | | | | | | | | | 10 |
| 県土マネジメント部 | | 1 | | | | | | | | 1 | | 1 | | 1 | | | | | | | | | | | 1 | 1 | | 6 |
| まちづくり推進局 | 1 | | 1 | | | | | | | | 3 | 1 | | | | | | | | | | 1 | | | | | | 7 |
| 会計局 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | | | | | | | | 1 |
| 教育委員会 | 4 | 2 | 1 | | | 1 | | 3 | 1 | 3 | 6 | 3 | 5 | 1 | | 1 | 2 | 1 | 1 | | 1 | 2 | | | | | 3 | 41 |
| 警察本部 | | | | | | | 1 | | | | | | | | | | | | | 1 | | | | | | 1 | | 3 |
| 小計 | 10 | 10 | 4 | 3 | 1 | 3 | 3 | 3 | 1 | 16 | 22 | 10 | 7 | 7 | 4 | 1 | 7 | 4 | 10 | 1 | 3 | 6 | 1 | 1 | 4 | 8 | | |
| 合計 | 38 | | | | | | | | | 78 | | | | | | | | | 34 | | | | | | | | 150 | |

※ 定期監査の結果の取扱基準

1 指摘

監査委員が違法、不当な事項として認め、その改善を求めるもの

- ① 法令等に著しく違反している事項
- ② 故意又は重大な過失による事項
- ③ 著しく不経済な支出及び著しい損害が生じている事項
- ④ 既に、指摘・注意されているが改善の成果が認められない事項

2 注意

監査委員がその事項につき、指摘の内容までは至らないが、重要と認めその改善を求めるもの

3 意見

監査委員がその事項につき、制度の運用及び事務事業の執行方法等について、有効性、経済性、効率性の見地等から、今後見直しの必要があると認め、検討を指示するもの

(2) 指摘等の内容

(ア) 指摘事項

| 項目 | 内容 | 件数 | 対象所属 | |
|-------|---------------|---------------------------|---------|--------------------|
| 収入関係 | 未収金 * | 貸付金の償還未済金について | 1 | 地域産業課 |
| | | 県営住宅使用料等の未収金について | 1 | 住宅課 |
| | | 奨学資金貸付金の償還未済について | 1 | 学校支援課 |
| | | 医業収入の個人未収金について | 1 | 奈良病院 |
| | | 団体あて未収金の取り扱いについて | 1 | 三室病院 |
| | | 市場使用料等にかかる未収金について | 1 | 中央卸売市場 |
| | 調定事務 | 歳入の会計年度について | 1 | 橿原高等学校 |
| | 収納管理 | 土地の貸付について | 1 | 福利課 |
| | | 現金収納における会計処理について | 1 | 奈良病院 |
| | 証紙 | 証紙収納事務について | 1 | 奈良高等学校 |
| 支出関係 | 会計処理 | 郵便切手の管理について | 1 | 南部東部振興課(旧南部振興課) |
| | | 支出にかかる事務処理について | 2 | 健康づくり推進課、流域下水道センター |
| | | 資金前渡にかかる事務処理について | 1 | 奈良の木ブランド課 |
| | | 請求書の金額訂正について | 1 | 文化財保存事務所 |
| | | 委託料の支払いについて | 1 | 奈良病院 |
| | | 立替払いについて | 1 | 筒井寮 |
| | | 講習受講料の支出について | 1 | 家畜保健衛生所 |
| | 公共料金の資金前渡について | 1 | 家畜保健衛生所 | |
| 予算の執行 | 支出科目について | 1 | 平城高等学校 | |
| 契約 | 契約事務 * | 随意契約について | 1 | 筒井寮 |
| | | 委託契約の締結について | 1 | 郡山保健所 |
| | | 委託契約にかかる変更手続きについて | 1 | 営繕課 |
| | | 委託契約書にかかる記載事項について | 1 | 橿原考古学研究所 |
| 委託 | 委託事務 * | 委託契約の履行について | 1 | 医療政策部企画管理室 |
| | | 委託契約にかかる経費の規定並びに実績の確認について | 1 | 産業政策課(旧工業振興課) |
| | | 委託業務について | 1 | 奈良病院 |
| 工事 | 工事 | 設備更新工事について | 1 | 橿原文化会館 |
| 補助金 | 補助金 * | 補助金交付にかかる事務処理について | 1 | 東アジア連携課 |
| | | 補助金の交付事務について | 1 | 保健体育課 |
| 負担金 | 負担金 * | 負担金交付にかかる事務処理について | 1 | 国際観光課 |
| 財産 | 財産管理 | 公有財産台帳の整理について | 2 | 地域福祉課、図書情報館 |
| | | 分庁舎地下駐車場における事故について | 1 | 警察本部 |
| 物品 | 物品管理 | 物品購入にかかる事務処理について | 1 | 橿原考古学研究所 |
| | | 物品等の寄附受納手続き等について | 2 | 平城高等学校、御所実業高等学校 |
| その他 | その他 | 内部統制について | 1 | 橿原考古学研究所 |

*印は、平成25監査年度における重点項目

(イ) 注意事項

| 項 目 | 内 容 | 件数 | 対象所属 | |
|------|--------|-----------------------------|------|---|
| 収入関係 | 未収金 * | 心身障害者扶養共済制度掛金の未収金について | 1 | 障害福祉課 |
| | | 児童措置費負担金の未収金について | 1 | こども家庭課 |
| | | 未熟児養育医療費負担金の未収金について | 1 | 保健予防課 |
| | | 看護婦等修学資金貸付金の償還未済金について | 1 | 医師・看護師確保対策室 |
| | | 専修学校等修学資金貸付金元金収入にかかる未収金について | 1 | 人権施策課 |
| | | 生活保護費返納金の未収金について | 1 | 吉野福祉事務所 |
| | | 県立大学授業料の未収金について | 1 | 県立大学 |
| | | 診療報酬請求にかかる未収等について | 2 | 奈良病院、三室病院 |
| | | 医業収入の個人未収金について | 1 | 五條病院 |
| | 調定事務 | 自動販売機にかかる行政財産使用許可について | 1 | 橿原高等学校 |
| | | 土地建物貸付料の調定について | 1 | 人権・地域教育課 |
| | | 行政財産使用料の調定について | 2 | 地域産業課、消費生活センター |
| | | 行政財産使用料について | 1 | 西の京高等学校 |
| | 収納管理 | 不納欠損処分について | 1 | 道路建設課 |
| 支出関係 | 会計処理 | 公共料金の資金前渡について | 1 | 広報広聴課 |
| | | 継続車検受検にかかる自賠責保険料の支払いについて | 5 | 消防救急課、薬務課、保健体育課、 景観・環境総合センター、農業総合センター |
| | | 資金前渡の精算について | 2 | 障害福祉課、長寿社会課 |
| | | 支出にかかる事務処理について | 2 | 財政課、消防学校 |
| | | ボランティア保険の加入時期について | 1 | 教職員課 |
| | | 郵便切手等交付簿の記載について | 1 | 建築課 |
| | | 過払金の戻入について | 1 | 奈良公園管理事務所 |
| | | 帰国旅費の支給について | 1 | 西の京高等学校 |
| | 予算の執行 | 支出科目について | 7 | うだ・アニマルパーク振興室、住宅課、保健体育課、文化財保存課、図書情報館、筒井寮、橿原考古学研究所 |
| | | 委託契約の予算の令達について | 1 | 雇用労政課 |
| 契約 | 契約事務 * | 少額随意契約について | 1 | ならの魅力創造課 |
| | | 土地の賃貸借契約について | 1 | 人権・地域教育課 |
| | | プロポーザル方式における事務手続きについて | 1 | 道路建設課 |
| | | 委託契約の締結について | 2 | 産業振興総合センター(旧工業技術センター)、高等技術専門校 |
| | | 契約書の記載等について | 1 | 消費生活センター |
| | | 医薬材料費にかかる単価契約書について | 1 | 家畜保健衛生所 |
| | | 委託契約書について | 1 | 新公会堂 |
| | | 長期継続契約の期間延長契約について | 1 | 学校支援課 |
| | | 長期継続契約について | 1 | 橿原考古学研究所 |

(イ) 注意事項(つづき)

| 項 目 | | 内 容 | 件数 | 対象所属 |
|-----|------|------------------------|----|---|
| 委託 | 委託事務 | * 委託費の履行確認について | 7 | 総務厚生センター、学校教育課、中央こども家庭相談センター、西の京高等学校、平城高等学校、山辺高等学校、橿原高等学校 |
| 工事 | 工事 | * 工事の施工状況写真等について | 4 | 管財課、文化財保存事務所、奈良病院、五條病院 |
| | | * 見積依頼書の作成について | 1 | うだ・アニマルパーク振興室 |
| | | * 工事管理業務委託における業務報告について | 1 | うだ・アニマルパーク振興室 |
| | | 設計変更に関する取り扱いについて | 1 | 道路建設課 |
| 補助金 | 補助金 | * 補助金交付にかかる事務処理について | 1 | 広報広聴課 |
| | | * 補助事業の交付決定時期の遅延について | 1 | 地域福祉課・監査指導室 |
| | | * 補助金の交付事務手続きの不備について | 1 | 人権施策課 |
| 負担金 | 負担金 | * 負担金の執行について | 1 | うだ・アニマルパーク振興室 |
| 財産 | 財産管理 | 公有財産の管理について | 1 | 福利課 |
| 物品 | 物品管理 | 郵便切手の購入について | 1 | 協働推進課 |
| | | 物品の購入について | 1 | うだ・アニマルパーク振興室 |
| | | 重要物品の管理について | 1 | 学校教育課 |
| | | 物品の発注について | 1 | 生徒指導支援室 |
| | | 借入品管理簿について | 1 | 農林部企画管理室 |
| | | 医療用備品の処分について | 2 | 三室病院、五條病院 |
| その他 | その他 | 会計処理にかかる事務局内審査について | 1 | 教育委員会企画管理室 |
| | | 内部統制について | 3 | 奈良病院、三室病院、家畜保健衛生所 |

*印は、平成25監査年度における重点項目

(ウ) 意見

| 項 目 | 内 容 | 件数 | 対象所属 | |
|------|--------|-----------------------------|------|---|
| 収入関係 | 未収金 * | 未収金対策について | 1 | 行政経営課 |
| | | 県税における収入未済額について | 1 | 税務課 |
| | | 生活福祉資金貸付金の償還未済金について | 1 | 地域福祉課 |
| | | 児童扶養手当過払金における返納未済金について | 1 | 子育て支援課 |
| | | 母子・寡婦福祉資金貸付金における返還未済金について | 1 | こども家庭課 |
| | | 農業改良資金貸付金の償還未済金について | 1 | 地域農政課 |
| | | 林業改善資金貸付金の償還未済金について | 1 | 林業振興課 |
| | | 高等学校授業料の未収金について | 1 | 学校支援課 |
| | | 医業収入の個人未収金について | 1 | 三室病院 |
| | | 放置違反金の未収金について | 1 | 警察本部 |
| 支出関係 | 会計処理 | 用品センター及び奈良県用品調達基金の管理・運営について | 1 | 会計局 |
| 契約 | 契約事務 * | 委託契約について | 1 | スポーツ振興課 |
| | | 県立学校における自動販売機の設置者の選定について | 1 | 学校支援課 |
| | | 少額随意契約について | 1 | 奈良病院 |
| 委託 | 委託事務 * | 委託事業及び補助事業にかかる実績確認について | 1 | 地域医療連携課・医師・看護師確保対策室 |
| | | 委託にかかる概算払いのあり方について | 1 | 保健予防課 |
| | | プロポーザルのあり方について | 1 | 雇用労政課 |
| | | 委託業務の契約変更に関する取り扱いについて | 1 | 営繕課 |
| | | 予定価格の算定について | 1 | 文化財保存課 |
| | | 委託における設計変更事務手続きについて | 1 | 橿原考古学研究所 |
| 工事 | 工事 | 調査業務委託における設計変更事務手続きについて | 1 | うだ・アニマルパーク振興室 |
| 負担金 | 負担金 | 流域下水道事業費特別会計における退職手当負担金について | 1 | 下水道課 |
| 公用車 | 公用車関係 | 公用車使用中における事故及び毀損について | 4 | くらし創造部企画管理室、産業・雇用振興課企画管理室、県土マネジメント部企画管理室、警察本部 |
| その他 | その他 | 内部統制について | 7 | うだ・アニマルパーク振興室、学校教育課・生徒支援指導室、保健体育課、筒井寮、郡山保健所、五條病院、平城高等学校 |
| | | 奈良県営競輪事業費特別会計の財政運営について | 1 | 地域産業課 |

*印は、平成25監査年度における重点項目

(3)所属別

ア 本庁

| 部 局 名 | 所 属 名 | 実施年月日 | 監 査 結 果 |
|------------------------|---------------|-------|--|
| 知 事 公 室 | 秘書課 | 6月13日 | 財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。 |
| | 広報広聴課 | 6月13日 | 公共料金等の資金前渡について 公共料金自動口座振替払いのPC等リース代(節：使用料及び賃借料)の支払において資金前渡された資金の残高不足が生じ、一時的に他の経費として資金前渡された資金から支払っているものが認められた。 当該経費は包括的な資金前渡により支出を行っており、それぞれの経費ごとに残高不足による振替不能が起こらないよう資金管理を徹底されたい。 (注意事項) 補助金交付にかかる事務処理について 平成24年度の補助金において、事業実績報告書は提出されていたが額の確定を行っておらず、また、概算払により支払われた当該補助金の精算書が作成されていないことが認められた。 今後は奈良県補助金等交付規則及び奈良県会計規則に基づき適正に処理されたい。(注意事項) |
| | 政策推進課 | 6月13日 | 財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。 |
| | 統計課 | 6月13日 | 同 上 |
| | 東アジア連携課 | 6月13日 | 補助金交付にかかる事務処理について 平成24年度の補助金において、補助対象事業終了後、大幅に遅延して補助金交付申請書が提出され交付決定が行われているものが認められた。また、交付要綱に定める期限までに事業実績報告書が提出されていなかった。 補助金の交付申請及び交付決定は補助対象事業の着手前に行い、関係書類は期限までに提出させることが基本であり、今後は、奈良県補助金等交付規則及び補助金交付要綱に基づき適正な事務を行うべきである。 (指摘事項) |
| | 防災統括室 | 6月14日 | 財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。 |
| | 消防救急課 | 6月14日 | 継続車検受検にかかる自賠責保険料の支払いについて 公用車の継続車検受検にかかる自賠責保険料において受検日後の支出が認められた。 自賠責保険料の後払いは業者に対し保険会社等への立替払いを強いることとなるため、今後、自賠責保険料の支出については適正に処理するべきである。 (注意事項) |
| | 安全・安心まちづくり推進課 | 6月14日 | 財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。 |
| | 総 務 部 | 総務課 | 7月16日 |
| 行政経営課 ファシリティマネジメント室 | | 7月16日 | 未収金対策について 未収金対策については、庁内関係課室を構成員とする未収金対策推進連絡会議で全庁的な情報交換や有効な手法の検討がなされてきたところである。 |

| | | | |
|----------|--------|--|-----|
| | | <p>県税においては、県税務職員の市町村への派遣や市町村との連携を図るための地方税滞納整理本部の設置などの積極的な取り組みがある一方、税外未収金については、各課によって取り組みや債権管理に不十分なものもあり、依然として多額の未収金が認められる。</p> <p>未収金対策は、財源の確保と負担の公平性の観点から重要な課題であり、全庁的に適切な債権管理が強く求められていることから、今後も新たな未収金の発生防止と縮減に向け、より一層効果的かつきめ細かな対策の強化・推進に努められたい。(意見)</p> | |
| 人事課 | 7月16日 | <p>財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。</p> | |
| 総務厚生センター | 7月16日 | <p>業務委託契約の履行確認について</p> <p>奈良県総務事務システム再構築・運用業務委託において、契約書に記載されているにもかかわらず、引き渡しを受けシステムの運用を開始する際、書面による完了報告の受領及び完了の確認を怠っていた。</p> <p>今後は、契約に基づき適正な事務の執行に努めるべきである。(注意事項)</p> | |
| 財政課 | 7月16日 | <p>支出にかかる事務処理について</p> <p>消耗品の購入において、支払が完了していたにもかかわらず、未払いと誤認し再度支払手続きを行い、業者からの連絡で2重払いが判明し戻入していた事例が認められた。</p> <p>今後は、内部統制の重要性を認識のうえ、実効性のあるチェック体制の整備を図り、適正な事務処理に努めるべきである。(注意事項)</p> | |
| 税務課 | 7月16日 | <p>県税における収入未済額について</p> <p>県税収入については、クレジットカードによる収納など収納手段の拡大対策に取り組まれる一方、県税務職員の市町村への派遣や市町村との連携を図るための地方税滞納整理本部の設置など、滞納整理の強化に積極的に取り組まれている。</p> <p>県税収入未済額は昨年度に引き続き減少し、また、徴収率も改善されているものの、依然として多額の未収金が認められることから、財政健全化に向けた財源確保と税負担の公平性の観点から、新たな未収金の発生防止に努めるとともに、より一層効果的かつきめ細かな徴収対策の推進に努められたい。(意見)</p> | |
| 管財課 | 7月16日 | <p>工事の施工状況写真等について</p> <p>表示板張替等において、目視による履行確認は行われていたが写真による施工状況等が確認出来ない案件が認められた。</p> <p>表示板張替等については、施工前・施工中・施工後等の写真による確認を行うべきであり、請負業者への指導及び課内でのチェックも強化すべきである。(注意事項)</p> | |
| 情報システム課 | 7月16日 | <p>財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。</p> | |
| 地域振興部 | 企画管理室 | 5月30日 | 同 上 |
| | 市町村振興課 | 5月30日 | 同 上 |

| | | |
|---------------------------------|-------|--|
| (選挙管理委員会) | | |
| 南部東部振興課 (旧南部振興課) 復旧・復興推進室 | 5月30日 | <p>郵便切手の管理について</p> <p>郵便切手等交付簿に必要な事項が記載されていないため、保有状況を把握していないことが認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則に基づき、郵便切手の管理及び郵便切手等交付簿への記載を適正に行うべきである。 (指摘事項)</p> |
| うだ・アニマルパーク振興室 | 5月30日 | <p>支出科目について</p> <p>公用車のタイヤ取替料及び食料品の支払いにおいて、誤った支出科目による支出が認められた。今後は適正な科目で支出すべきである。 (注意事項)</p> <p>物品の購入について</p> <p>飼料の購入において、見積合わせを省略して差し支えない金額に分割して購入しているものが散見された。</p> <p>物品の購入にあたっては、業者選定の競争性、透明性及び公平性の確保に努めるなど、奈良県契約規則及び関係通知等に基づき、適正に行うべきである。 (注意事項)</p> <p>負担金の執行について</p> <p>負担金の執行において、交付される負担金と直接対価関係にある役務または物の給付がないにもかかわらず、交付要綱を作成していないものが認められた。当該負担金は、奈良県補助金等交付規則の適用対象であるため、交付の申請、決定等に関する事項、その他予算の執行に関し必要な事項等について交付要綱を作成し、適正に執行すべきである。 (注意事項)</p> <p>見積依頼書の作成について</p> <p>地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の随意契約において、2者及び3者から見積徴収を行っているが前年度(委託)に引き続き見積依頼書による見積徴収が行われていない工事契約が散見された。</p> <p>契約金額の競争性・公平性・透明性の確保の観点から見積内容を明示し見積依頼書による見積徴収を行うなど業務の適正な執行に努められたい。 (注意事項)</p> <p>工事監理業務委託における業務報告について</p> <p>工事監理業務委託において、契約書及び仕様書に記載している打合せ議事録・工事監理業務日報を委託業者から提出させていないものが認められた。</p> <p>当該委託業務については、月間業務報告書及び立会写真により履行確認を行っていたが、今後は契約書及び仕様書に基づき必要な書類の提出を求め、より一層委託業務の適正な執行に努められたい。 (注意事項)</p> <p>調査業務委託における設計変更事務手続きについて</p> <p>調査業務委託における設計変更事務手続きについて、設計変更伺書による決裁等は行われていたが、請負業者との「設計変更協議書」が取り交わされていない設計変更が認められた。</p> <p>県土マネジメント部においては、設計変更に関する</p> |

| | | | |
|-----|----------------------|--|--|
| | | <p>る事務の適正化を図る為、発注者と受注者が立ち会いによる事象を確認後、「指示書」・「協議書」により両者合意のうえ対応するものとしている。貴課においても、設計変更事務の適正化を図るため、文書等による適切な対応に取り組むよう努められたい。 (意見)</p> <p>内部統制について 今回の監査において、支出や契約事務等について不適正な事務処理が多々認められた。事務の執行にあたっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制を整備し厳正に対処されたい。 (意見)</p> | |
| | 地域政策課 | 5月30日 | 財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。 |
| | エネルギー政策課（地域政策課分） | 5月30日 | 同 上 |
| | 文化振興課（旧文化・教育課） | 5月30日 | 同 上 |
| | 教育振興課（旧文化・教育課） | 5月30日 | 同 上 |
| 観光局 | 観光振興課（旧ならのにぎわいづくり課分） | 4月23日 | 同 上 |
| | ならの魅力創造課 | 4月23日 | <p>少額随意契約について 見積競争により随意契約した業務委託において、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に定める少額随意契約であるにも関わらず、提出された見積額が1者を除いて規則で定める上限額を大きく超えており、結果として適正な見積競争とはいえない事例が認められた。このことは、業務委託仕様書に詳細な業務内容が未記載であり、見積依頼先の選定についても、慎重さを欠いたことによるものと考えられる。 地方公共団体の契約は一般競争入札によることが原則であり、随意契約は限定的とされている。今後、随意契約事務の執行にあたっては、競争性・透明性・公平性の観点から、関係法令や規則等に基づいて適正に処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制の整備に努められたい。 (注意事項)</p> |
| | 国際観光課 | 4月23日 | <p>負担金交付にかかる事務処理について 平成23年度の負担金において、事業実績報告書の提出を受けず額の確定を行っていないものが6件、事業実績報告書が提出されたにもかかわらず決裁を受けず額の確定を行っていないものが2件認められ、当該負担金交付要綱に規定する事務を行っていなかった。 今後、奈良県補助金等交付規則及び負担金交付要綱に基づき適正に処理するとともに、事務処理にあたってはチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制を整備し厳正に対処すべきである。 (指摘事項)</p> |

| | | | |
|-------|----------------|-------|--|
| 健康福祉部 | 企画管理室 | 5月20日 | 財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。 |
| | 地域福祉課 監査指導室 | 5月20日 | <p>公有財産台帳の整理について 所管する工作物について、奈良県公有財産規則で備えることとされている公有財産台帳が作成されていない。奈良県公有財産規則に基づき、早急に整理すべきである。(指摘事項)</p> <p>補助事業の交付決定時期の遅延について 広報事業等にかかる補助金について、交付決定が著しく遅延しているものが散見された。 今後は、奈良県補助金等交付規則に基づき、適時に交付決定するよう努められたい。(注意事項)</p> <p>生活福祉資金貸付金の償還未済金について 前年度に引き続き、社会福祉法人・奈良県社会福祉協議会の生活福祉資金貸付金に多額な償還未済金が認められた。同協議会に対し、償還未済金の回収に向けた体制の強化を図るとともに、債権の保全及び回収に努めるよう厳正な指導をされたい。(意見)</p> |
| | 障害福祉課 | 5月20日 | <p>心身障害者扶養共済制度掛金の未収金について 心身障害者扶養共済制度の掛金において未収金の増加が認められた。 新たな未収金の発生防止に向けた取組みや文書・電話による督促等による未収金の回収に努められているが、今後も一層収納の促進に努められたい。(注意事項)</p> <p>資金前渡の精算について 会場使用料の資金前渡において、当該事業が中止となったが、資金前渡職員が精算行為を失念したまま異動したため、精算及び戻入が遅延しているものが認められた。また、後任の資金前渡職員に対し、前渡資金引継命令書による精算残金の引継も行われていなかった。 今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき適正に行うべきである。(注意事項)</p> |
| | 長寿社会課 | 5月20日 | <p>資金前渡の精算について 郵便切手の購入において、前渡資金の一部に精算手続きの遅延が見受けられた。また、郵便切手等交付簿に記載がないうえ、現金出納簿にも記載誤りが認められた。 今後、資金前渡の精算等については、奈良県会計規則及び関係通知に基づき適正に行うべきである。(注意事項)</p> |
| | 保険指導課 | 5月20日 | 財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。 |
| | 健康づくり推進課 | 5月20日 | <p>支出にかかる事務処理について 平成22年度に支出した報償費において、債権者の確認を怠ったため、誤って支払ったことが平成23年度に判明し、過年度収入及び支出を行った事例が認められた。 また、奈良県会計規則で資金前渡が認められていない経費を前渡資金として支出し、戻入している事例も見受けられた。 今後は、内部統制の重要性を認識のうえ、チェッ</p> |

| | | | |
|---------|------------------------|-------|---|
| | | | ク体制の整備を図り、適正な事務処理に努めるべきである。 (指摘事項) |
| こども・女性局 | 子育て支援課 | 4月18日 | 児童扶養手当過払金における返納未済金について 児童扶養手当過払金において、多額の返納未済金が認められた。 新たな過払いの発生防止に向けた取組みや文書による督促・催告、返納指導、外部委託等による未収金の回収に努められているが、同過払金は、強制徴収ができる債権であり、債務者間の公平性の確保、法の厳格な執行の観点から、債権回収に向けてより一層の収納促進に努められたい。(意見) |
| | こども家庭課 | 4月18日 | 児童措置費負担金の未収金について 児童措置費負担金において未収金の増加が認められた。 新たな滞納の発生防止に向けた取組みや文書・電話による督促、訪問指導、外部委託等による未収金の回収に努められているが、同負担金は、強制徴収ができる債権であり、債務者間の公平性の確保、法の厳格な執行の観点から、債権回収に向けてより一層の収納促進に努められたい。(注意事項) 母子・寡婦福祉資金貸付金における返還未済金について 母子・寡婦福祉資金貸付金の償還金において、多額な償還未済金が認められた。 新たな償還未済金の発生防止に向けた取組みや文書・電話による督促、訪問指導、外部委託等による償還未済金の積極的な回収に努められているが、今後も一層収納の促進に努められたい。(意見) |
| | 女性支援課 | 4月18日 | 財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。 |
| 医療政策部 | 企画管理室 | 7月24日 | 委託契約について 平成23年度に締結した廃棄物処理の委託契約に関して、不適正な事例が認められた。 年度末に県から処理依頼があった件につき年度内に収集運搬されたものの、最終処理業務が3月31日までに完了できず翌年度にまたがってしまったものである。その一連の業務について、新年度における契約の締結が行われないうまま平成24年度予算から支出された。本来であれば、年度末に業務を打ち切り収集運搬までの業務の精算を行い、未処理分の処分業務については新年度に新たに契約を締結しそれに基づき支出を行うべきところである。 発注者、受注者の両者とも履行期限の認識が不十分であったことが原因であり、地方自治法の「会計年度の独立の原則」の見地からみて不適切な事例である。 今後は、職員および業者に対し契約内容を十分に周知または説明を行い、依頼時には処理完了日の確認をするなどの対策を講じることにより、適正に実施できるよう努めるべきである。(指摘事項) |
| | 地域医療連携課 医師・看護師確保対策室 | 7月24日 | 看護師等修学資金貸付金の償還未済金について 看護師等修学資金貸付金について、昨年度に引き続き多額の償還未済金が認められた。 滞納整理に向けた努力はされているが、未済額は |

| | | | |
|--------|---------------------------------|-------|--|
| | | | <p>対前年度比で増加しており、いまだ多額であることから、今後も引き続き一層の収納促進に努めるべきである。 (注意事項)</p> <p>委託事業及び補助事業にかかる実績確認について 委託事業及び補助事業について、実績報告書は提出されているものの、実績確認が十分とはいえない事例が認められた。 実績報告書は、事業が適正に実施されているかどうかの確認および額を確定するのに重要なものである。今後、事業者から提出された実績報告書について、支出証拠書類との照合や現地調査の実施等により十分な確認を行うよう努められたい。 (意見)</p> |
| | 医療管理課 新奈良病院建設室 県立病院法人化準備室 | 7月24日 | <p>財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。</p> |
| | 保健予防課 | 7月24日 | <p>未熟児養育医療費負担金の未収金について 未熟児養育医療費負担金において、昨年度に引き続き未収金の増加が認められた。文書による督促や電話での催告は行っているものの、未収金の縮減に向けて他の具体的かつ効果的な対応策が必要と考えられる。 今後は効果のある催告や訪問の実施など収納の促進に一層努められるべきである。 (注意事項)</p> <p>委託にかかる概算払いのあり方について 委託にかかる概算払いのあり方について検討を要する事例が認められた。 これは、4月1日を契約日とし、翌年3月31日までを委託期間とするものであるが、履行確認を前に、その必要性を十分に検討することなく、2月中に委託料の全額を概算払いしたものである。概算払は会計例規上認められた支払い方法ではあるが、履行期限前の全額概算払いはほとんど例がない。今後概算払いを行おうとする場合は、その必要性を慎重に検討し、適切に取り扱うことが求められる。 (意見)</p> |
| | 薬務課 | 7月24日 | <p>継続車検受検にかかる自賠責保険料の支払いについて 公用車の継続車検受検にかかる自賠責保険料において受検日後の支出が認められた。 自賠責保険料の後払いは業者に対し保険会社等への立替払いを強いることとなるため、今後、自賠責保険料の支出については適正に処理するべきである。 (注意事項)</p> |
| くらし創造部 | 企画管理室 | 5月16日 | <p>公用車使用中における事故及び毀損について 人権施策課において、公用車使用中の事故が認められた。 部局内各課室及び出先機関に対し、公用車の使用にあたっては、安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努めるよう十分に指導されたい。 (意見)</p> |
| | 協働推進課 | 5月16日 | <p>郵便切手の購入について 郵便切手について、年間使用量に比べて残高が十</p> |

| | | | |
|----------|-----------|-------|---|
| | | | 分あるにもかかわらず、多額に購入されていた。購入にあたっては、使用の見込量に応じて、必要量を購入すべきである。 (注意事項) |
| | 青少年・生涯学習課 | 5月16日 | 財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。 |
| | スポーツ振興課 | 5月16日 | 委託契約について 国民体育大会選手団派遣事業にかかる委託契約において、契約書に具体的な業務内容が記載されていなかった。 今後は、業務委託契約書に具体的な仕様書を添付するなど委託する業務内容を明確にし、適正な契約事務に努めるべきである。 (意見) |
| | 人権施策課 | 5月16日 | 専修学校等修学資金貸付金にかかる未収金について 平成23年度専修学校等貸付金にかかる未収金が、前年度より増加し、なお多額の未収金が認められた。 平成24年度においては、従来から実施している高額滞納者に対する支払督促申立予告付催告、個別相談会の開催に加え、土日の個別訪問を実施され、未収金の回収に努められているところであるが、なお一層未収金の縮減を図るため、引き続き収納の促進に努められたい。 (注意事項) 補助金の交付事務手続きの不備について 隣保館運営等事業補助金において、経費の配分を変更したにもかかわらず、変更の承認手続きを行っていなかった。 今後は、補助金交付団体への指導に努めるとともに、要綱に従って補助金交付申請、決定、交付手続きの一層の適正化を図られたい。 (注意事項) |
| | 消費・生活安全課 | 5月16日 | 財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。 |
| 景観・環境局 | 環境政策課 | 5月14日 | 同 上 |
| | 廃棄物対策課 | 5月14日 | 同 上 |
| | 風致景観課 | 5月14日 | 同 上 |
| | 自然環境課 | 5月14日 | 同 上 |
| 産業・雇用振興部 | 企画管理室 | 5月8日 | 公用車使用中における事故及び毀損について 地域産業課において、公用車使用中の事故が認められた。 部局内各課室及び出先機関に対し、公用車の使用にあたっては、安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努めるよう十分に指導されたい。 (意見) |
| | 地域産業課 | 5月8日 | 貸付金の償還未済金について 中小企業高度化資金貸付金(繊維構造改善事業貸付金を含む)、中小企業店舗高度化資金貸付金、小規模企業者等設備導入資金貸付金について、昨年度に引き続き、極めて多額の償還未済金が認められた。対前年度比でその額が減少している貸付金がある一方、中小企業高度化資金貸付金がそれを上回って増加したため、総額においてはさらに増加した結果となっている。 今後は、これまで以上に、新たな償還未済金の発生防止並びに債権の保全及び回収に積極的に取り組み、償還未済金の縮減を図るよう努めるべきである。 |

| | | |
|---------------------|------|---|
| | | <p style="text-align: right;">(指摘事項)</p> <p>行政財産使用料の調定について 行政財産使用許可にかかる使用料について、調定時期の遅延が認められた。使用料の納期限については、奈良県行政財産使用料条例施行規則第2条第1号の規定により、使用料の額の定めが年額である場合にあっては、毎年4月25日までとなっているため、今後は、年度当初に調定を行うべきである。</p> <p style="text-align: right;">(注意事項)</p> <p>奈良県営競輪事業費特別会計の財政運営について 奈良県営競輪事業費特別会計については、平成21年度以降、毎年度収支不足が生じており、厳しい状況が続いている。</p> <p>24年度においては、経費の大幅な減少もあり、単年度では黒字であるが、この間の累積赤字を解消するまでには至らず、結果として、会計年度独立の原則の例外である繰上充用が4年連続となった。</p> <p>去る3月28日開催の「奈良県営競輪あり方検討委員会」に対して、運営全般に包括外部委託を導入することを前提に平成28年度末までは存続させたい旨を提案され、中間報告がなされたところであるが、引き続き、同委員会が行う検討状況や事業を取り巻く諸環境に留意し、状況の変化に即応した適確・適切な対応を講じられることが強く望まれる。</p> <p style="text-align: right;">(意見)</p> |
| 産業政策課(旧商業振興課分) | 5月8日 | 財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。 |
| (旧工業振興課及び創業・経営支援室分) | 5月8日 | <p>委託契約にかかる経費の規定並びに実績の確認について 平成22年度から23年度にかけての委託契約について、不適正な事例が認められた。</p> <p>この契約については、23年度の包括外部監査において、22年度支出について疑義のある経費が含まれている旨の意見が出されている。加えて、24年度に実施した事実確認の結果、22年度及び23年度に不適正な支出が判明し、これにかかる返還請求を行ったものである。これらのことは、対象経費の規定が適切ではなかったこと、また、実績の確認が不十分であったことによるものと認められる。</p> <p>今後、委託契約の締結にあたっては、対象となる経費を予め適切に規定するとともに、実績の確認には万全を期すべきである。</p> <p style="text-align: right;">(指摘事項)</p> |
| 企業立地推進課 | 5月8日 | 財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。 |
| 雇用労政課 | 5月8日 | <p>委託契約の予算の令達について 出先機関である高等技術専門校の委託契約の締結について、不適正な事例が認められた。</p> <p>同校が必要とする予算額を適時に令達しなかったために、財源の裏付けがない契約となったものである。今後は、内部のチェック体制の充実を図り、会計例規に則った適正な事務処理に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(注意事項)</p> <p>プロポーザルのあり方について 雇用促進にかかる委託契約先を決定するにあた</p> |

| | | | |
|-----------|---------------------------|-------|--|
| | | | <p>り、プロポーザルを実施したものの1者しか参加しなかった事例が他に比して多数認められた。</p> <p>プロポーザルは、企画面での競い合いを前提とし、よりよい提案を事業化しようとする制度であるから、今後は、業務仕様書の内容や周知広報の方策等に工夫を凝らし、複数者の参加が得られるよう努められたい。 (意見)</p> |
| 農 林 部 | 企画管理室 | 5月27日 | <p>借入品管理簿について</p> <p>奈良県農業人材センターにおいて使用するレンタカー等リース物品について、借入品管理簿が作成されていないことが認められた。</p> <p>今後は、奈良県会計規則に基づき適正に処理すべきである。 (注意事項)</p> |
| | マーケティング課 | 5月27日 | 財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。 |
| | 農業水産振興課 全国豊かな海づくり大会推進室 | 5月23日 | 同 上 |
| | 農業経済課 | 5月23日 | 同 上 |
| | 畜産課（旧畜産流通振興室を含む） | 5月23日 | 同 上 |
| | 地域農政課 | 5月27日 | <p>農業改良資金貸付金の償還未済金について</p> <p>農業改良資金貸付金の償還金において、償還未済金額は前年度末と比較して減少しているものの、なお多額の償還未済額が認められた。</p> <p>支払い督促や分割返済の実行、訴訟提起など未収金の回収に向け努力されているが、新たな未収金の発生防止に努めるとともに、今後も一層、未収金の収納の促進に努められたい。 (意見)</p> |
| | 農村振興課 | 5月27日 | 財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。 |
| | 林業振興課 | 5月27日 | <p>林業改善資金貸付金にかかる償還未済金について</p> <p>林業改善資金貸付金の償還未済金額が前年度末と比較し減少しているものの、なお多額の償還未済額が認められた。</p> <p>支払い督促や分割納付金額の増額指導等、未収金の回収に向け努力されているが、新たな未収金の発生防止に努めるとともに、今後も一層、未収金の収納の促進に努められたい。 (意見)</p> |
| | 奈良の木ブランド課 | 5月23日 | <p>資金前渡にかかる事務処理について</p> <p>講習会開催に伴う会場借上料を資金前渡していたが、前渡資金を出金せず職員が立替払いしたうえ、精算手続きも著しく遅延している事例が認められた。地方自治法及び同施行令並びに奈良県会計規則では、立替払いの規定がなく、法令及び規則に違反した処理である。</p> <p>今後は、地方自治法及び奈良県会計規則に基づき、適正な支出事務に努めるべきである。 (指摘事項)</p> |
| | 森林整備課 | 5月23日 | 財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。 |
| 県土マネジメント部 | 企画管理室 (収用委員会事務局) | 6月7日 | <p>公用車使用中における事故について</p> <p>郡山土木事務所において、公用車使用中の事故が認められた。部局内各課室及び出先機関に対し、公</p> |

| | | |
|------------------|------|--|
| | | 用車の使用にあたっては、安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努めるよう十分に指導されたい。 (意見) |
| 公共工事契約課 | 6月7日 | 財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。 |
| 用地対策課 | 6月7日 | 同 上 |
| 技術管理課 建設業指導室 | 6月7日 | 同 上 |
| 道路建設課 | 6月5日 | <p>不納欠損処分について 不納欠損処分予定であった債権について、財務会計システムで不納欠損登録を行わなかったため欠損処分されず、翌年度に処理し欠損処分されていた事例が認められた。 今後、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正な事務処理に努められたい。 (注意事項)</p> <p>設計変更に関する取り扱いについて 土木事業の設計変更においては、発注者と受注者が変更内容について合意した証として「設計変更協議書」を取り交わすこととなっているが、委託業務においてこの「設計変更協議書」を取り交わしていないものが認められた。 今後は、関係通知に基づき適正な手続きを行われたい。 (注意事項)</p> <p>プロポーザル方式における事務手続きについて プロポーザル方式による委託事業者の選定手続きにおいて、事業執行伺の金額を超えて参加者の募集等行っているものが認められた。 今後、プロポーザル方式の実施にあたっては、慎重かつ適切な事務の執行に努められたい。 (注意事項)</p> |
| 道路環境課(旧道路・交通環境課) | 6月5日 | 財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。 |
| 道路管理課 | 6月5日 | 同 上 |
| 地域交通課(旧道路・交通環境課) | 6月5日 | 同 上 |
| 河川課 | 6月7日 | 同 上 |
| 砂防課 深層崩壊対策室 | 6月7日 | 同 上 |
| 下水道課 | 6月5日 | <p>流域下水道事業費特別会計における退職手当負担金について 流域下水道事業費特別会計で負担する職員の退職手当については、平成19年度まではすべて一般会計で負担してきたが、平成20年度より、退職手当支給実績の過去5年間の平均額を同特会で負担金として予算計上し、一般会計に繰り入れている。 この算定方法を始めて5年が経過したこともあり、これまでの各年度の負担金額と決算額を検証・分析したうえで、退職手当負担金の今後のあり方について、一般会計との負担区分を明確にし、準公営企業会計として負担額の客観的な妥当性を確保するという観点から、公営企業会計の経理処理の方法を参考にするなど、慎重に検討されることが望まれる。</p> |

| | | | |
|----------|--------------------|--|---|
| | | | (意見) |
| まちづくり推進局 | 地域デザイン推進課 都市計画室 | 7月18日 | 財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。 |
| | 公園緑地課 | 7月18日 | 同 上 |
| | 奈良公園室 | 7月18日 | 同 上 |
| | 平城宮跡事業推進室 | 7月18日 | 同 上 |
| | 住宅課 | 7月18日 | <p>県営住宅使用料等の未収金について 県営住宅使用料、入居者負担修繕費及び明渡請求後の住宅損害金において、未収金の増加が認められた。 滞納者に対する明渡訴訟や強制執行などの法的措置、債権回収の民間委託など等種々の収納対策を講じられているが、今後も一層、新たな未収金の発生防止及び収納の促進に努められたい。(指摘事項)</p> <p>支出科目について 県営住宅のガス管取替えにおいて、建設工事として執行すべきところを委託業務として処理したことにより、誤った支出科目による支出を行っていた。今後は、奈良県予算規則及び奈良県契約規則等に基づき適正な事務執行に努めるべきである。(注意事項)</p> |
| 建築課 | 7月18日 | <p>郵便切手等交付簿の記載について 郵便切手等交付簿について、適切な方法で記載されていないため、記載残高と現物の照合が困難となっている状況が認められた。 今後は、奈良県会計規則にしたがい郵便切手等交付簿の記載を適正に行うとともに、定期的に現物確認を行うなど郵便切手等の厳正な管理に努められたい。(注意事項)</p> | |
| 営繕課 | 7月18日 | <p>委託契約にかかる変更手続きについて 委託契約において契約金額の変更が生じたが、履行期限を超過し業務が完了したにもかかわらず、変更契約書を締結していないものが認められた。 今後、契約の変更にあたっては適時に変更契約書を作成し、適正な契約事務の執行に努めるべきである。(指摘事項)</p> <p>委託業務の契約変更に関する取り扱いについて 委託業務の契約変更において、当初契約額の40%を超えて変更されている事例が認められた。 営繕課では「設計変更事務処理要領」に基づき、工事において大幅な変更が生じる場合は特別に審議される等慎重な手続きを踏むこととなっているが、委託に関する規定はない状況にある。一方、土木事業においては、委託も含め「土木事業の設計変更に関する取り扱い」(改訂)により事務処理が規定されている。 委託事業においても、当初契約と大きく乖離する契約変更となる場合は、契約変更の透明性・公正性の確保の観点から、慎重な対応に努められたい。(意見)</p> | |
| 会計局 | 会計局 | 8月1日 | 用品センター及び奈良県用品調達基金の管理・運営について |

| | | | |
|-------|-------|-------|---|
| | | | <p>奈良県用品調達基金の平成24年度末現在高において、用品センターで取り扱う多種の消耗品の過不足により、9,733円の不足額が認められた。</p> <p>これは、在庫状況や帳簿上の受け払いの確認不足等により生じたもので、不足額は年度経過後の4月16日に一般会計から繰り入れられていた。</p> <p>用品センターの管理・運営上、物品に多少の過不足が生じることはやむを得ないものと考えられるが、当該基金が定額資金運用型基金であるところから、年度末には1,000万円の定額として運用されるものであり、今後は、基金に過不足が生じた際には遅滞なく整理するとともに、物品に過不足が生じることをないように用品センターの管理体制を強化するなど、基金設置の趣旨に沿った適正な管理・運営に努められたい。(意見)</p> |
| 水道局 | 水道局 | 7月26日 | 財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。 |
| 議会事務局 | 議会事務局 | 8月7日 | 財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。 |
| 教育委員会 | 企画管理室 | 8月5日 | <p>会計処理にかかる事務局内審査について</p> <p>教育委員会事務局企画管理室は、事務局内の会計事務について、例規に則り審査や確認を行うとともに、事務の適正を推進すべき部門である。しかし、今般、請求額が訂正された請求書が添付されているにもかかわらず支出確認を行った事例や、支出科目の誤り等が散見された。</p> <p>今後は、会計例規等を遵守し、厳格な審査・指導を行うべきである。(注意事項)</p> |
| | 福利課 | 8月5日 | <p>土地の貸付について</p> <p>平成12年に取得した御所教職員住宅の土地に、配電用支持物(電柱)が設置されているにも関わらず、貸付契約を締結していなかったため、使用料の徴収漏れが認められた。</p> <p>今後は、事務処理に十分留意するとともに、チェック体制の強化を図られたい。(指摘事項)</p> <p>公有財産の管理について</p> <p>県有地の譲与に伴う公有財産異動等報告書の提出を行わなかったため、総務部長が備える公有財産台帳への抹消が漏れているものが認められた。</p> <p>今後は、奈良県公有財産規則及び関係通知に基づき適正な事務の執行に努められたい。(注意事項)</p> |
| | 学校支援課 | 8月1日 | <p>奨学資金貸付金の償還未済について</p> <p>新規貸付が終了している高校奨学資金貸付金、大学奨学資金貸付金及び高等学校全日制課程等修学奨励金について、償還未済額の増加が認められ、また、三奨学資金等に代わり創設された修学支援奨学金及び育成奨学金についても、償還未済額の増加が認められた。</p> <p>文書や訪問による督促・催告、償還回収の外部委託等により未収金の回収に努められているところであるが、今後も一層の収納の促進に努められたい。</p> <p>また、訪問や面接の際の一部支払に柔軟に対応するため、分任出納員の任命について検討するなど、</p> |

| | | |
|------------------|------|--|
| | | <p>組織としてより実効性のある徴収体制となるよう取り組まれたい。(指摘事項)</p> <p>長期継続契約の期間延長契約について 総合寄宿舎の給食業務委託にかかる長期継続契約において、契約可能期間を超える変更契約が認められた。今後は関係通知に基づき、適正な契約事務の執行に努めるべきである。(注意事項)</p> <p>高等学校授業料の未収金について 高校授業料の未収金については、平成22年度から授業料が無償化となり新規の未収金は発生しないため、前年度から減少しているが、依然として過年度分の未収金が残っている。授業料は公法上の債権であるため、5年間で消滅時効は完成するが、催告状の送付のみで、面談、訪問による催告を行っていないなど、徴収事務への取組が十分と認められない学校が見受けられた。 県教育委員会は、該当校に対し、適正な徴収事務に積極的に取り組むよう、必要な助言・指導を行うべきである。(意見)</p> <p>県立学校における自動販売機の設置者の選定について 県立学校の自動販売機は、公募を行うことなく使用許可により設置されているが、知事部局では、平成22年度の行政監査の監査意見を受け、平成24年度から公募が開始されているところである。 自動販売機の設置においては、設置者の選定手続きの競争性、公平性及び透明性の確保や、県有資産の一層の有効活用の観点から、公募の早期導入について積極的に検討を進められたい。(意見)</p> |
| 教職員課 | 8月1日 | <p>ボランティア保険の加入時期について ボランティア活動保険について、前年度に引き続き、一部の保険料の払込がボランティア活動日より後になっていた。補償期間は、加入手続き完了日の翌日から年度末であることから、今後は、適時に加入手続きを行うべきである。(注意事項)</p> |
| 学校教育課 生徒指導支援室 | 8月5日 | <p>物品の発注について 県内公立中学校が行う「社会貢献・社会参加活動推進事業」において、各学校からの購入依頼に基づき、学校単位で事業実施に必要な物品の購入を行っていたが、発注先に著しい偏りが見受けられた。 また、総額で300万円を超える物品を購入しているが、単価契約や見積合わせを行っていなかった。 物品の発注にあたっては、業者選定の競争性、透明性及び公平性の確保に努めるなど、奈良県契約規則及び関係通知等に基づき、適正な取扱いを行うとともに、より効率的な事業実施のあり方について検討されたい。(注意事項)</p> <p>委託費の履行確認について 森林環境教育体験学習事業委託費において、委託を受けた小学校が事業実施計画を変更したにも関わらず、報告していないものが認められた。 今後は、事業実施要綱に基づき、実施計画に変更が生じた場合は、速やかに報告するよう指導するとともに、額の確定においては、事業実績報告書の審</p> |

| | | |
|----------|------|--|
| | | <p>査を行い、委託費の使途を確認するなど、委託業務の適正な履行確認に努められたい。(注意事項)</p> <p>重要物品の管理について</p> <p>重要物品について、備品管理簿への記載誤りが認められた。</p> <p>すみやかに是正するとともに、今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、備品管理簿への記載を適正に行うべきである。(注意事項)</p> <p>内部統制について</p> <p>今回の監査において、物品発注事務、委託費の履行確認、重要物品の管理等に、一部適正とはいえない事務処理が認められた。</p> <p>事務の執行にあたっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、内部統制の充実に努められたい。(意見)</p> |
| 人権・地域教育課 | 8月5日 | <p>土地の賃貸借契約について</p> <p>国立曽爾青少年自然の家施設用地について、文部科学省と土地の賃貸借契約を締結しているが、検討を要する事項が認められた。</p> <p>契約において、国の暫定予算に伴って賃借期間を平成24年4月6日までとし、国の予算成立後は、平成25年3月31日に延長するとしたものである。賃借料は、契約書第5条において、賃借期間経過後に発行された納入通知書により納付するものとされているが、4月1日に年額の納入通知書を発行しており、契約書と異なる調定行為を行っていた。また、年間の賃借料は、納期限から遅れて納付されていた。</p> <p>今後は、公有財産規則等に則った契約を基に、適正な収納事務に努めるべきである。(注意事項)</p> <p>土地建物貸付料の調定について</p> <p>電柱設置にかかる土地賃貸借料及び社会教育センターの貸付料について、調定時期等に遅延が認められた。電柱設置貸付料については土地建物等賃貸借契約書第6条により4月25日までに、また、社会教育センターの貸付料については、土地建物等賃貸借契約書第5条の規定において、4月から9月までの6か月分を4月末日までに、10月から翌年3月までの6か月分を10月末日までに支払うこととなっている。今後は、適時に調定等を行うべきである。(注意事項)</p> |
| 保健体育課 | 8月1日 | <p>補助金の交付事務について</p> <p>奈良県学校給食会に対し、給食用米穀等にかかる残留農薬等の検査に要する経費を補助しているが、補助対象年度の前年度に行った検査を全額補助対象としているものが認められた。</p> <p>今後は、適切な事業の執行となるよう団体を指導するとともに、年度をまたがる検査についての経費補助の仕方に関しては、慎重な検討を行い、事務の適正な手続きに努めるべきである。(指摘事項)</p> <p>支出科目について</p> <p>イベント開催にかかる講師招へい費用、公用車の車検にかかる自賠責保険料及び重量税印紙の支払い</p> |

| | | | |
|-------|----------|-------|---|
| | | | <p>において、誤った支出科目による支出が認められた。今後は適正な科目で支出すべきである。 (注意事項)</p> <p>継続車検受検にかかる自賠責保険料の支払いについて</p> <p>公用車の継続車検受検にかかる自賠責保険料において受検日後の支出が認められた。 自賠責保険料の後払いは業者に対し保険会社等への立替払いを強いることとなるため、今後、自賠責保険料の支出については適正に処理すべきである。 (注意事項)</p> <p>内部統制について</p> <p>今回の監査において、支出事務、補助金交付事務等に一部適正とはいえない事務処理が認められた。 事務の執行にあたっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、内部統制の充実に努められたい。 (意見)</p> |
| | 文化財保存課 | 8月1日 | <p>支出科目について</p> <p>公用車の購入にかかる重量税印紙の支払いにおいて、誤った支出科目による支出が認められた。今後は適正な科目で支出すべきである。 (注意事項)</p> <p>予定価格の算定について</p> <p>県指定天然記念物樹木調査・診断委託業務における予定価格の算定について、十分な検討がなされていなかった。 特殊技術等により特命随意契約とせざるを得ない場合では、妥当な予定価格の算定が困難な面もあるが、契約相手方から詳細な見積書を徴取したり、同種、同等の事例を調査するなど、予定価格の算定方法の妥当性について検討されたい。 (意見)</p> |
| | 文化財保存事務所 | 8月1日 | <p>請求書の金額訂正について</p> <p>支出行為の証拠書である請求書において、請求額の訂正が認められた。 当然のことながら、今般の事例は、支払う側による請求額の訂正であることから、不正改ざんと思われる行為である。今後は、業者に確認のうえ請求書の再発行を求めるなど、会計例規に則った厳正な事務処理に努めるべきである。 (指摘事項)</p> <p>工事の施工状況写真等について</p> <p>前年度に引き続き工事の施工状況写真が少なく、また、使用材料の検収写真及び納入伝票等が無いため、仕様通りの材料が使われているか確認出来ない工事が認められた。 工事の施工については、工事記録の整備及び使用材料の規格・品質等確認出来るようにするべきであり、請負業者への指導及び事務所内でのチェックも強化すべきである。 (注意事項)</p> |
| 行政委員会 | 人事委員会事務局 | 3月26日 | 財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。 |
| | 監査委員事務局 | 7月26日 | 財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。 |
| | 労働委員会事務局 | 3月26日 | 財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。 |

| | | | |
|----------------|-------------|--------------|---|
| <p>警 察 本 部</p> | <p>警察本部</p> | <p>7月26日</p> | <p>分庁舎地下駐車場における事故について 分庁舎地下駐車場において、駐车用機器及び公用車の破損事故が認められた。 これは職員による、駐車時の確認不足と駐車機器の操作時の注意不足により生じた人為的ミスであり、大事故に繋がった恐れがある。 再度、このような事故が起こらないよう注意喚起を図られたい。(指摘事項)</p> <p>放置違反金の未収金について 放置違反金において、多額の未収金が認められた。文書、電話等による督促、訪問または、滞納処分等により未収金の回収に努められており、未収額も減少しているが、今後も一層収納の促進に努められたい。(意見)</p> <p>公用車使用中における事故について 警察本部及び警察署において、公用車使用中の事故が認められた。 前年度に比較して事故件数は減少しているものの、不注意による事故も多く見られる。 警察本部各課及び各警察署に対し、自動車事故防止に向けて職員への安全運転意識の徹底を図るとともに車両の適切な管理に努めるよう十分に指導されたい。(意見)</p> |
|----------------|-------------|--------------|---|

イ 出先機関

| 部 局 名 | 所 属 名 | 実施年月日 | 監 査 結 果 |
|-----------|---------|-------|---|
| 知 事 公 室 | 消防学校 | 4月12日 | <p>支出にかかる事務処理について</p> <p>4月分のプロパンガス代について、支払が完了していたにもかかわらず、未払と誤認し、再度支払ったため、一時的に二重払いとなっていた。</p> <p>今後は、内部統制の重要性を認識のうえ、実効性のあるチェック体制の整備を図り、適正な事務処理に努めるべきである。 (注意事項)</p> |
| 地 域 振 興 部 | 橿原文化会館 | 2月19日 | <p>設備更新工事について</p> <p>施設の屋外給水埋設配管及び受水槽の給水装置更新契約において、建設工事として執行すべきところを委託業務として処理したことにより、誤った支出科目による支出を行っていた。また、検査報告書が作成されていなかった。今後は、奈良県予算規則及び奈良県契約規則等に基づき適正な事務執行に努めるべきである。 (指摘事項)</p> |
| | 図書情報館 | 2月1日 | <p>公有財産台帳の整理について</p> <p>所管する工作物について、奈良県公有財産規則で備えることとされている公有財産台帳が整理されていなかった。奈良県公有財産規則に基づき、早急に整理すべきである。 (指摘事項)</p> <p>支出科目について</p> <p>切手の購入において、誤った支出科目による支出が認められた。今後は、適正な科目で支出すべきである。 (注意事項)</p> |
| | 県立大学 | 1月24日 | <p>県立大学授業料の未収金について</p> <p>県立大学授業料において未収金の増加が認められた。新たな未収金の発生防止に向けた取組みや文書による督促・催告、個別指導等により未収金の回収に努められているが、今後も一層収納の促進に努められたい。 (注意事項)</p> |
| 観 光 局 | 旅券事務所 | 2月18日 | <p>財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。</p> |
| 健 康 福 祉 部 | 吉野福祉事務所 | 4月16日 | <p>生活保護費返還金の未収金について</p> <p>生活保護費返還金において未収金の増加が認められた。電話、訪問等により未収金の回収に努められているが、今後も一層、収納の促進に努められたい。 (注意事項)</p> |
| | 筒井寮 | 2月15日 | <p>立替払いについて</p> <p>研究会の資料代の支出において、職員が立替払いしているものが認められた。地方自治法及び同施行令並びに奈良県会計規則では、立替払いの規定がなく、法令及び規則に違反した処理である。</p> <p>今後は、地方自治法等の関係法令・規則に基づき、適正な支出事務に努めるべきである。 (指摘事項)</p> <p>随意契約について</p> <p>委託契約の締結において、委託業者から見積書を徴収せず、また、見積合わせを行わずに地方自治法施行令第167条の2第1項第1号による随意契約を締結していたことが認められた。</p> <p>今後は、奈良県契約規則等に基づき適正に見積書を徴収し、委託業者を選定すべきである。 (指摘事項)</p> |

| | | | |
|---------|-----------------------|-------|---|
| | | | <p>支出科目について 入所児童・生徒にかかる経費の支出について、誤った支出科目による支出が認められた。今後は、適正な科目で支出すべきである。（注意事項）</p> <p>内部統制について 今回の監査において、支出科目、立替払い、随意契約等について不適正な事務処理が多々認められた。事務の執行にあたっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制を整備し厳正に対処されたい。（意見）</p> |
| こども・女性局 | 中央こども家庭相談センター | 4月10日 | <p>委託費の履行確認について 委託業務において、契約書及び仕様書に記載する作業日報を委託事業者から提出させていないものが認められた。 当該委託業務については、業務月報により履行確認を行っていたが、今後は、契約書及び仕様書に基づき必要な報告書等の提出を求め、より一層委託業務の適正な執行に努められたい。（注意事項）</p> |
| 医療政策部 | 郡山保健所 | 2月15日 | <p>委託契約の締結について 委託契約の締結について、不適正な取扱いが散見された。 具体的には、契約締結日以降、遅延して支出負担行為されていたもの、随意契約理由書が作成されていないもの、単年度ごとに契約すべきであるにもかかわらず契約書に自動更新の規定があるもの、随意契約根拠を誤って適用していたもの等である。 今後は、奈良県会計規則等の例規に則り、また、複数者によるチェック体制を整備するなど、適正な契約事務に努めるべきである。（指摘事項）</p> <p>内部統制について 今回の監査において、委託契約の締結等に不適正な事務処理が散見された。 事務の執行にあたっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、内部統制の充実に努められたい。（意見）</p> |
| | 吉野保健所 | 4月16日 | 財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。 |
| | 保健研究センター（旧保健環境研究センター） | 1月29日 | 同上 |
| | 奈良病院 | 7月30日 | <p>医業収入の個人未収金について 医業収入において、昨年度に引き続き、多額の個人未収金が認められた。対前年度比で大幅に増加している。 今後も引き続き適正な債権管理及び効果的な方法による早期回収に努めるとともに、新たな未収金発生の防止により一層努めるべきである。（指摘事項）</p> <p>現金収納における会計処理について 看護専門学校における現金収納について、不適正な事例が認められた。 具体的には、企業出納員は、現金取扱員が収納し</p> |

た現金の引継ぎを受けなければならないにもかかわらず、現金取扱員に現金を病院会計窓口に届けさせ、医事業務受託業者に企業出納員の領収済印の押印を行わせていた等である。

今後は、現金収納について、奈良県病院事業会計規則等に基づき適正な会計処理の徹底に努めるべきである。(指摘事項)

委託業務について

委託業務において、不適正な事例が認められた。

契約書に定められている毎日の作業報告書が提出されておらず、また、契約書を不適切な方法で訂正されていたこと等である。

今後は、契約書および仕様書に基づき必要な報告書等の提出を求め、より一層委託業務の適正な履行の確認及び検査に努められるとともに、契約書を訂正する場合は契約者双方の訂正印を押印するなど適切な方法により行うべきである。(指摘事項)

委託料の支払いについて

委託料の支払いについて、不適正な事例が認められた。

契約書に記載されたすべての業務が完了する前に、委託料の全額を支払っていたものである。

今後は、すべての業務の完了を確認した後に、支払うよう取り扱われたい。(指摘事項)

診療報酬請求にかかる未収等について

社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会等から返戻され、再請求していない診療報酬請求書のうち、平成23年度及び24年度診療分が複数認められた。

今後は病院として請求状況を十分把握し、医事委託業者に対して適時に適切な指導を行われたい。(注意事項)

工事の施工状況写真等について

電子カルテシステム対応工事等において、目視による履行確認は行われていたが写真による施工状況等が確認出来ない案件が散見された。

当該工事等については、施工前・施工中・施工後等の写真による確認を行うべきであり、請負業者への指導及び病院内でのチェックも強化すべきである。(注意事項)

内部統制について

前年度に内部統制について意見を出したところであるが、今回の監査においても、業務委託契約事務等に不適正な処理が多々認められた。

事務の執行にあたっては、関係法令や規則等に基づいて適正に処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制を整備し、厳正に対処されたい。(注意事項)

少額随意契約について

業務委託において、少額随意契約の限度額を超えた事例が認められた。

この事例は、単価契約であるところから予定数量を年額100万円以内の数量に収まると見込んでいたため、地方自治法施行令第167条の2第1項第

| | | |
|------|-------|---|
| | | <p>1号に定める少額随意契約により見積競争を実施し最も安価な業者と契約を交わした。ところが、契約期間終了後、年額にしてその上限額を上回る結果となったものである。このことは、予定数量の見込みが甘かったことが原因と考えられる。</p> <p>今後、随意契約事務の執行にあたっては、慎重な事務処理に努められたい。(意見)</p> |
| 三室病院 | 7月30日 | <p>団体あて未収金の取り扱いについて</p> <p>団体あて未収金の取り扱いについて、不適切な取り扱いが認められた。</p> <p>平成19年から20年にかけて発生した入院基本加算の請求漏れのうち、労災・公災分が請求されないまま、23年10月に請求時効を迎えたものである。</p> <p>受託業者に対する請求も含めて回収に向けた方策を検討されているとのことであるが、今後は、未収金の管理や医事業務委託契約の履行確認を適切に行うべきである。(指摘事項)</p> <p>診療報酬請求にかかる未収等について</p> <p>診療報酬請求書(以下「レセプト」という。)について、高額レセプトに添付する症状詳記(コメント)が未作成等の理由により、社会保険診療報酬支払基金等へ請求されていない平成23年度以前の保留レセプトが多数認められた。</p> <p>また、団体からの返戻レセプトについて、前年度に比べ増加が認められた。</p> <p>24年度より院長・各部長が医事委託業者と診療報酬に係る会議を毎月開催し、保留レセプト件数が減少するなど一定の改善が見られるが、レセプト請求については、病院経営の観点からも重要な課題であることを認識し、速やかな請求に努められたい。(注意事項)</p> <p>医療用備品の処分について</p> <p>医療用備品の廃棄にあたり、不適切な事例が認められた。</p> <p>物品処分の手続きに必要な廃棄伺いが作成されないまま廃棄されたものである。備品の廃棄処分にあたっては、廃棄理由の妥当性及び他への有効活用の可否等を組織として十分検討のうえ、意思決定すべきである。</p> <p>今後、医療用備品の処分については、奈良県病院事業会計規則及び関係通知に基づき適正に行うよう努められたい。(注意事項)</p> <p>内部統制について</p> <p>前年度に内部統制について意見を出したところであるが、今回の監査においても、診療報酬請求事務、未収金取扱事務等に不適正な処理が多々認められた。</p> <p>事務の執行にあたっては、関係法令や規則等に基づいて適正に処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制を整備し、厳正に対処されたい。(注意事項)</p> <p>医業収入の個人未収金について</p> |

| | | | |
|--------|------------|-------|---|
| | | | <p>医業収入において、昨年度に引き続き、多額の個人未収金が認められた。</p> <p>回収に向けて努力はされているものの、残額が多額であるので、今後も引き続き適正な債権管理及び効果的な方法による早期回収に努めるとともに、新たな未収金発生防止に努められたい。</p> <p>また、平成20年度に発覚した入院の診療報酬請求漏れにかかる分についても、速やかな収納に努められたい。 (意見)</p> |
| | 五條病院 | 7月30日 | <p>医業収入の個人未収金について</p> <p>医業収入において、昨年度に引き続き、多額の個人未収金が認められた。</p> <p>回収に向けて努力はされているものの、対前年度比では微増となっており、また、残額も多額であるので、今後も引き続き適正な債権管理及び効果的な方法による早期回収に努めるとともに、新たな未収金発生防止に努められたい。 (注意事項)</p> <p>工事の施工状況写真等について</p> <p>修理工事等において、目視による履行確認は行われていたが写真による施工状況等が確認出来ない案件が散見された。</p> <p>修理工事等については、施工前・施工中・施工後等の写真による確認を行うべきであり、請負業者への指導及び病院内でのチェックも強化すべきである。 (注意事項)</p> <p>医療用備品の処分について</p> <p>医療用備品の廃棄にあたり、不適切な事例が認められた。</p> <p>物品処分の手続きに必要な廃棄伺いが作成されないまま廃棄されたものである。備品の廃棄処分にあたっては、廃棄理由の妥当性及び他への有効活用可否等を組織として十分検討のうえ、意思決定すべきである。</p> <p>今後、医療用備品の処分については、奈良県病院事業会計規則及び関係通知に基づき適正に行うよう努められたい。 (注意事項)</p> <p>内部統制について</p> <p>今回の監査において、委託事務、工事発注事務等に不適正な処理が多々認められた。</p> <p>事務の執行にあたっては、関係法令や規則等に基づいて適正に処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制を整備し、厳正に対処されたい。 (意見)</p> |
| | 精神保健福祉センター | 4月19日 | <p>財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。</p> |
| くらし創造部 | 野外活動センター | 4月12日 | 同上 |
| | 消費生活センター | 2月18日 | <p>行政財産使用料の調定について</p> <p>行政財産使用許可にかかる使用料について、調定期限の遅延が認められた。使用料の納期限については、奈良県行政財産使用料条例施行規則第2条第1号の規定により、使用料の額の定めが年額である場合にあつては、毎年4月25日までとなっているため、今後は、年度当初に調定を行うべきである。</p> |

| | | | |
|----------|---------------------------|-------|--|
| | | | (注意事項) 契約書の記載等について 長期継続契約を締結した機械警備委託業務の契約書において、契約締結日が記入されておらず、年度ごとの支払額が誤って記載されていた。また、契約書の内容修正に伴う訂正印が不足しているものや、日付が空欄である見積書が複数認められた。 今後は、契約行為はもとより、財務事務の執行にあたっては、会計例規に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、内部統制の充実を図り、適正な事務処理に努めるべきである。 (注意事項) |
| 景観・環境局 | 景観・環境総合センター(旧景観・環境保全センター) | 4月19日 | 継続車検受検にかかる自賠責保険料の支払いについて 公用車の継続車検受検にかかる自賠責保険料において受検日後の支出が認められた。 自賠責保険料の後払いは業者に対し保険会社等への立替払いを強いることとなるため、今後、自賠責保険料の支出については適正に処理するべきである。 (注意事項) |
| 産業・雇用振興部 | 競輪場 | 3月26日 | 財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。 |
| | 産業振興総合センター(旧工業技術センター) | 3月22日 | 委託契約の締結について 電話交換機のリース契約期間終了後、引き続き3ヶ月間にわたって随意契約により同リース業者と保守業務委託契約を締結していたが、その後、見積競争を行った結果、さらに契約額が低減していた事例が認められた。リース期間の終了時に見積競争を行うべき案件と考えられる。 その他、随意契約理由書が作成されていない事例も見受けられた。 今後、委託契約の締結にあたっては、奈良県契約規則や奈良県会計規則等の例規に則り、経済的かつ適正な執行に努められたい。 (注意事項) |
| | 高等技術専門学校 | 1月31日 | 委託契約の締結について 委託契約の締結について、不適正な事例が認められた。 契約を締結するにあたっては、財源(予算)の裏付けがなければならぬが、それを欠いたまま支出負担行為決議書によることなく事業執行伺いにより年度当初に1年間の契約を締結した事例である。今後は、予算令達に関して本課と十分に連絡を取り合い、会計例規に則った適正な事務処理に努められたい。 (注意事項) |
| 農 林 部 | 中央卸売市場 | 3月22日 | 市場使用料等にかかる未収金について 市場使用料等にかかる未収金額は前年度に比べ増加し、なお多額の収入未済額が認められた。 滞納等ルールを守らない事業者を撤退させる入退去基準を新たに設ける等、悪質滞納者に対する納付指導強化に着手されているが、今後、新たな未収金の発生防止に努めるとともに、より一層効果的かつきめ細かな徴収対策の推進に努めるべきである。 また、破産手続き廃止の決定を受けた事業者にかかる債権について、不納欠損処分を検討していない |

| | | |
|----------|-------|---|
| | | ものが認められた。今後は、奈良県債権不納欠損処分基準に基づき、適正な事務の執行に努めるべきである。 (指摘事項) |
| 農業総合センター | 1月31日 | 継続車検受検にかかる自賠責保険料の支払いについて 公用車の継続車検受検にかかる自賠責保険料において受検日後の支出が認められた。 自賠責保険料の後払いは業者に対し保険会社等への立替払いを強いることとなるため、今後、自賠責保険料の支出については適正に処理するべきである。 (注意事項) |
| 病害虫防除所 | 1月31日 | 財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。 |
| 家畜保健衛生所 | 2月19日 | 講習受講料の支出について 講習受講料の支出において、債権者から請求書を徴することなく支出を行っている事例が認められた。 これは、受講料を講習会開催日までに支払うこととなっており、債権者の請求書に基づくことなく支払ったものであり、担当者による確認と内部のチェックが不十分であったことによるものである。 今後このようなことがないよう実効性のあるチェック体制の整備を図り、奈良県会計規則に基づき適正な事務処理に努めるべきである。 (指摘事項) 公共料金等の資金前渡について 公共料金自動口座振替払いの電話代(節: 役務費)の支払において資金前渡された資金に残高不足が生じ、前年度に引き続き一時的に他の経費として資金前渡された資金から支払っているものが認められた。 また、平成23年度電話機リース料の年度末精算を誤り残高不足が生じたため、3月分のリース料が翌24年度予算から支出されていることが認められた。 当該経費は包括的な資金前渡により支出を行っており、それぞれの経費ごとに残高不足による振替不能が起こらないよう資金管理を徹底することとされているところである。 今後、奈良県会計規則に基づき、適正な支出事務処理を行うべきである。 (指摘事項) 医薬材料費にかかる単価契約書について 医薬材料の購入にあたり、作成している単価契約書に県所長印の押印漏れが認められた。 見積競争により契約の相手方を決定しているが、当該契約書では「本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする」と規定しているため、今後、契約事務の執行にあたっては適正に契約を締結する等、適正な事務処理に努めるべきである。 (注意事項) 内部統制について 前年度に内部統制について意見を出したところであるが、今回の監査においても契約・支出事務等に不適正な事務処理が多々認められ、改善への取り組みが必要と考えられる。 |

| | | | |
|-----------|-----------|-------|--|
| | | | <p>事務の執行にあたっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制を整備し厳正に対処のうえ万全を期されたい。</p> <p>(注意事項)</p> |
| | 森林技術センター | 1月31日 | <p>財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。</p> |
| 県土マネジメント部 | 流域下水道センター | 3月22日 | <p>支出にかかる事務処理について</p> <p>物品購入代金の支出手続において支出先を誤った事例が認められた。次年度になってから、購入業者からの問い合わせで誤りが判明し、誤払い金の返納及び再度の支出手続が行われたが、これは担当者による債権者の確認と内部のチェックが不十分であったことによるものである。</p> <p>今後このようなことが起こらないよう実効性のあるチェック体制の整備を図り、適切な事務処理に努めるべきである。</p> <p>(指摘事項)</p> |
| まちづくり推進局 | 奈良公園管理事務所 | 3月21日 | <p>過払金の戻入について</p> <p>債権者からの請求誤りにより過払いとなった自動車重量税にかかる年度内の返納手続において、歳出予算にその資金を戻す方法をとらず、歳入として収納していた。</p> <p>やむを得ず歳出の過払い等が生じた場合は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき適切な戻入手続を行うとともに、今後一層適正な会計事務の執行に努められたい。</p> <p>(注意事項)</p> |
| | 新公会堂 | 3月21日 | <p>委託契約書について</p> <p>県が保有する業務委託契約書において、契約書に「本書2通を作成し、双方記名捺印して各自1通を保有する」と規定しているにもかかわらず、県新公会堂館長印が押されていないものが認められた。</p> <p>また、双方保有すべき契約書を取り違え、相手方が印紙貼付の契約書を保有しているものが認められた。</p> <p>今後、委託契約書については、適正かつ慎重な取り扱いに努められたい。</p> <p>(注意事項)</p> |
| 教育委員会 | 樞原考古学研究所 | 4月19日 | <p>物品購入にかかる事務処理について</p> <p>タービーシート等物品の購入において、見積合わせを省略して差し支えない金額に分割して購入しているものが散見された。また、物品の購入において、物品購入伺書及び検査書が作成されず、納品書も徴していないものや契約金額が50万円以上であるにも関わらず、請書を徴していないものも認められた。物品の購入にあたっては、奈良県契約規則及び関係通知等に基づくとともに、物品購入システムへの入力及び登録を行うなど、適正な事務処理に努めるべきである。</p> <p>(指摘事項)</p> <p>委託契約書にかかる記載事項について</p> <p>現場作業員業務委託等にかかる契約書において、奈良県契約規則及び奈良県契約規則等の一部改正通知に定められた事項が記載されていないものが認められた。今後は、奈良県契約規則及び関係通知に定められた事項を記載した契約書を作成すべきである。</p> <p>(指摘事項)</p> |

| | | |
|----------|-------|---|
| | | <p>内部統制について</p> <p>前年度に内部統制について改善を求める意見を出したところであるが、今回の監査においても支出や契約事務等において不適正な事務処理が多々認められ、事務執行における体制改善に取り組みられる必要があると考える。</p> <p>貴研究所においては、事務処理過程を見直しチェック体制の強化を図られたとのことであるが、事務の執行にあたっては関係法令や規則等に基づいて適正に処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制をなお一層強化するなど、真に実効性のある内部統制を整備し、厳正に対処のうえ万全を期すべきである。(指摘事項)</p> <p>支出科目について</p> <p>水道使用料の支払いにおいて、誤った支出科目による支出が認められた。今後は、適正な科目で支出すべきである。(注意事項)</p> <p>長期継続契約について</p> <p>庁舎管理業務委託にかかる長期継続契約において、「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例及び同施行規則の施行通知」に定められている契約期間を超える契約を締結していた。今後は適正な契約期間を設定すべきである。(注意事項)</p> <p>委託における設計変更事務手続きについて</p> <p>委託における設計変更事務手続きについて、口頭による指示・協議での設計変更が認められた。口頭による指示・協議だけでは請負者との確実な履行状況の確認等が出来ないばかりか、トラブルの原因になる恐れも思料される。</p> <p>県土マネジメント部においては、設計変更に関する事務の適正化を図る為、発注者と受注者が立ち会いによる事象を確認後、「指示書」・「協議書」により両者合意のうえ対応するものとしている。</p> <p>貴研究所においても、設計変更事務の適正化を図るため、文書等による適切な対応に取り組みたい。(意見)</p> |
| 奈良朱雀高等学校 | 2月1日 | 財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。 |
| 奈良高等学校 | 2月1日 | <p>証紙収納事務について</p> <p>証紙収納において、奈良県収入証紙条例施行規則に定められた消印にかかる事務処理が相当数行われていなかった。</p> <p>今後は、規則に基づき、適正な証紙収納を行うべきである。(指摘事項)</p> |
| 西の京高等学校 | 1月25日 | <p>行政財産使用料について</p> <p>行政財産使用料の積算において、奈良県行政財産使用料条例に基づいた処理を行わなかったため、1件の徴収不足が認められた。</p> <p>適正に処理するとともに、今後の事務処理に留意すべきである。(注意事項)</p> <p>帰国旅費の支給について</p> <p>A L T (外国語指導助手) の帰国旅費の支給において、事務処理を誤ったため、1件の支給不足が認</p> |

| | | |
|----------|-------|---|
| | | <p>められた。</p> <p>適正に処理するとともに、今後の支給事務に留意すべきである。 (注意事項)</p> <p>委託費の履行確認について</p> <p>委託業務において、契約書及び仕様書に記載する月次業務完了届を委託事業者から提出させていないものが認められた。</p> <p>当該委託業務については、業務日報により履行確認を行っていたが、今後は、契約書及び仕様書に基づき必要な報告書等の提出を求め、より一層委託業務の適正な履行の確認及び検査に努められたい。 (注意事項)</p> |
| 平城高等学校 | 2月1日 | <p>支出科目について</p> <p>経費の支出手続きにおいて、該当する予算科目が不足したため、誤った科目で支出していた事例が複数見受けられた。</p> <p>地方自治法施行令により、予算は地方自治法施行規則の定めによる区分に従って執行することとされている。今後、支出科目についてはその妥当性を十分勘案し、適正な科目で支出すべきである。 (指摘事項)</p> <p>物品等の寄附受納手続き等について</p> <p>寄附された物品等について、寄附受納に伴う手続きを行わず、また、備品の備品管理簿への登記や工作物の公有財産異動等報告書の提出も行っていない事例が認められた。</p> <p>寄附の受納により物品等を取得する場合は、会計規則及び公有財産規則等に基づき、適正に事務を執行すべきである。 (指摘事項)</p> <p>委託費の履行確認について</p> <p>委託業務において、契約書及び仕様書に記載する月次業務完了届を委託事業者から提出させていないものが認められた。</p> <p>当該委託業務については、業務日報により履行確認を行っていたが、今後は、契約書及び仕様書に基づき必要な報告書等の提出を求め、より一層委託業務の適正な履行の確認及び検査に努められたい。 (注意事項)</p> <p>内部統制について</p> <p>今回の監査において、支出科目、物品等にかかる寄附受納手続きや管理、及び委託費の履行確認等について不適正な事務処理が多々認められた。事務の執行にあたっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制を整備し厳正に対処されたい。 (意見)</p> |
| 登美ヶ丘高等学校 | 1月25日 | <p>財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。</p> |
| 山辺高等学校 | 4月12日 | <p>委託費の履行確認について</p> <p>委託業務において、契約書及び仕様書に記載する月次業務完了届を委託事業者から提出させていないものが認められた。</p> <p>当該委託業務については、業務日報により履行確認を行っていたが、今後は、契約書及び仕様書に基</p> |

| | | | |
|----------|--------|---|--|
| | | づき必要な報告書等の提出を求め、より一層委託業務の適正な履行の確認及び検査に努められたい。 (注意事項) | |
| 橿原高等学校 | 2月19日 | 歳入の会計年度について 公衆電話委託手数料について、複数年度にわたり年度を誤って調定を行っているものが認められた。 今後は、会計年度独立の原則を遵守し、適正に事務を執行すべきである。 (指摘事項) 自動販売機にかかる行政財産使用許可について 自動販売機に併設されているゴミ箱や転倒防止板について、実際には行政財産を占有しているにもかかわらず、申請者より行政財産の使用許可申請が提出されず、使用許可、使用料の徴収が行われていなかった。実態に即して、許可申請が行われた上で、使用料の徴収をすべきである。 (注意事項) 委託費の履行確認について 委託業務において、契約書及び仕様書に記載する月次業務完了届を委託事業者から提出させていないものが認められた。 当該委託業務については、業務日報により履行確認を行っていたが、今後は、契約書及び仕様書に基づき必要な報告書等の提出を求め、より一層委託業務の適正な履行の確認及び検査に努められたい。 (注意事項) | |
| 御所実業高等学校 | 4月16日 | 物品の寄付受納手続き等について 寄附された物品について、寄附受納に伴う手続きを行わず、備品管理簿への登記や財産調書の提出も行っていない事例が認められた。 寄附の受納により物品を取得する場合は、会計規則及び関係通知に基づき、適正に事務を執行すべきである。 (指摘事項) | |
| 奈良西養護学校 | 1月25日 | 財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。 | |
| 警察本部 | 奈良西警察署 | 4月8日 | 財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。 |
| | 西和警察署 | 4月4日 | 同 上 |
| | 天理警察署 | 4月8日 | 同 上 |
| | 香芝警察署 | 4月4日 | 同 上 |

第2 工事監査

1 監査の実施方針

施工中の工事を対象として、次の着眼点により技術面から、その施工が計画、設計どおり適正に行われているかという観点を主眼とし、経済性、効率性、有効性の観点にも留意して実施した。

(ア) 工事の内容が適切か。

(イ) 設計・積算が法令・基準書に基づいて適正に、合理的・経済的に行われているか。

(ウ) 工事現場が設計図、施工図どおり適正に行われているか。

2 委員実地監査実施日

平成25年8月8日

3 監査対象工事

県土マネジメント部下水道課
浄化センター電気棟建設工事
大和郡山市額田部南町（流域下水道センター場内）

[工事概要]

経年使用（昭和49年設置）により、信頼性に支障を来している既設特別高圧受変電設備・高圧き電盤の更新を行う為に、先行して電気棟の建設工事を行う。

設計金額：248,955,000円

請負金額：213,588,900円

建築面積：延べ床面積1,064㎡

構造：鉄筋コンクリート構造

階数：地下1階・地上2階

[契約工期]

平成24年11月14日～平成26年3月26日

4 監査の結果

工事に関する事務等の執行については、おおむね適正に処理されていた。

第3 財政的援助団体等監査

1 監査の実施方針

県が資本金（資本金等）の4分の1以上出資している法人について、出資目的に沿って適正に運営されているか、事業が目的に沿って適正かつ効果的に行われているか、県の補助金等交付団体について、補助金等の交付目的に沿って効率的、効果的に事業が実施されているかなどについて実施した。

2 監査実施団体の概要及び監査の結果

| | | | |
|-----|---------------|-------|-------------|
| 団体名 | 財団法人奈良県農業振興公社 | 実施年月日 | 平成25年 8月 8日 |
|-----|---------------|-------|-------------|

(1) 団体の目的

奈良県における農業の振興に資するため、農地保有の合理化を促進するとともに、農業経営規模の拡大及び農業生産性の向上並びに青年等の就農促進に係る諸事業を実施し、もって農業の近代化を推進することを目的とする。

(2) 財務の状況

貸借対照表

平成25年3月31日現在

(単位：円)

| 資 産 | | 負債及び正味財産 | |
|-----------|-------------|----------|-------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 流動資産 | 415,004,888 | 流動負債 | 303,172,714 |
| 預金等 | 28,727,924 | 未払金 | 1,695,890 |
| 未収金 | 300,673,764 | 預り金 | 361,129 |
| 前払金 | 1,301,859 | 短期借入金 | 301,115,695 |
| 貸付金 | 304,000 | 固定負債 | 48,842,927 |
| 事業用地 | 83,997,341 | 長期借入金 | 7,714,280 |
| 事業用地損失引当金 | 0 | 預り金 | 311,777 |
| 仮払金 | 0 | 引当金 | 40,816,870 |
| 固定資産 | 150,158,101 | 負債合計 | 352,015,641 |
| 基本財産 | 20,000,000 | 指定正味財産 | 20,000,000 |
| 特定資産 | 118,746,777 | 一般正味財産 | 193,147,348 |
| その他の固定資産 | 11,411,324 | 正味財産合計 | 213,147,348 |
| 合 計 | 565,162,989 | 合 計 | 565,162,989 |

収 支 計 算 書

自 平成24年4月 1日

至 平成25年3月31日

(単位：円)

| 支 出 | | 収 入 | |
|-----------------|-------------|--------------|----------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 事業活動支出 | 86,348,031 | 事業活動収入 | 53,854,375 |
| 農地保有合理化事業費支出 | 62,248,522 | 基本財産運用収入 | 40,653 |
| 強化拡充基金運用益支出 | 0 | 特定資産運用収入 | 580,491 |
| 就農支援事業費支出 | 4,847,293 | 農地保有合理化事業収入 | 36,545,118 |
| 農地リフレッシュ事業費支出 | 0 | 合理化事業補助金等収入 | 4,227,840 |
| 農業振興支援事業費支出 | 11,006,406 | 就農支援事業収入 | 1,200,000 |
| 管理費支出 | 8,245,810 | 就農貸付事務費補助金収入 | 645 |
| 投資活動支出 | 8,778,067 | 担い手育成確保支援事業 | |
| 特定資産取得支出 | 8,329,521 | 補助金収入 | 250,000 |
| 長期預り金支出 | 448,546 | 農業振興支援事業収入 | 11,006,406 |
| 財務活動支出 | 640,574,580 | 雑収入 | 3,222 |
| 借入金返済支出 | 640,574,580 | 投資活動収入 | 940,464,136 |
| | | 特定資産取崩収入 | 940,308,645 |
| | | 貸付金収入 | 152,000 |
| | | 長期預り金収入 | 3,491 |
| | | 財務活動収入 | 16,267,500 |
| | | 借入金収入 | 16,267,500 |
| 当期支出合計(a) | 735,700,678 | 当期収入合計(b) | 10,105,860,011 |
| 当期収支差額(b)-(a) | 274,885,333 | 前期繰越収支差額 | 52,477,429 |
| 次期繰越収支差額(c)-(a) | 327,362,762 | 収入合計(c) | 10,158,337,440 |

*なお、この収支計算書には、下記の監査結果（指摘事項）の内容は反映されていない。

(3) 県の財政的援助等の状況

- ア 基本財産20,000,000円のうち9,000,000円（45.0%）を出捐
- イ 県からの貸付金は、8,239,000円
- ウ 当該法人の債務について損失補償を行っており、平成24年度末における補償対象債務の残高は、300,099,575円
- エ 平成24年度の補助金等は、次のとおりである。

| | |
|----------------|--------------|
| 合理化事業補助金 | 4,227,840円 |
| 就農貸付事務費補助金 | 645円 |
| 担い手育成確保支援事業補助金 | 250,000円 |
| 農地リフレッシュ事業補助金 | 784,672円 |
| 農業振興支援事業助成金 | 609,592,406円 |

(4) 監査の結果

財務諸表等への計上について（指摘事項）

平成24年度決算書の正味財産増減計算書及び収支計算書に重大な過誤が認められた。正味財産増減計算書では農業振興支援事業助成金収入及びそれと同額の支出が計上されず、また、収支計算書では農業振興支援事業助成金収入が計上されず、本来計上すべきでない特定資産取崩収入が計上されたことに伴い、当期収支差額及び次期繰越収支差額が過大に計上されていた。

今後、適正に処理するとともに、財務諸表等の作成にあたっては、公益法人会計基準に基づき厳正に処理すべきである。

委託契約について（意見）

新公益法人移行手続申請業務に係る委託契約において、随意契約理由が不明確で、かつ業務完了検査を行わず支払を完了している案件が認められた。

これは、公社会計規程及び契約要綱に、随意契約の適用要件や完了検査及び支払時期等を十分に規定していないことが要因と考えられる。今後は、県会計例規に準じた会計規程及び契約要綱を整備し、適正に執行されるよう検討されたい。

<所管課の農林部企画管理室に対する結果>

(財)奈良県農業振興公社の財務諸表等について（意見）

(財)奈良県農業振興公社における監査において、平成24年度決算書の正味財産増減計算書及び収支計算書に重大な過誤が認められた。主務官庁として同公社の監督を適正に実施し、公益法人会計基準に基づいた財務諸表等の作成に努めるよう厳重に指導されたい。

| | | | |
|-----|---------------|-------|-------------|
| 団体名 | 公益財団法人奈良県林業基金 | 実施年月日 | 平成25年 8月 7日 |
|-----|---------------|-------|-------------|

(1) 団体の目的

水源地域において、水源林造成事業及び分収林契約促進事業を実施することにより、森林の水源かん養機能の高揚と林業労働者の就労機会の拡大を図るとともに、将来の地域林業を担う基幹的林業労働後継者の育成確保を図り、もって、林業及び山村の振興に資するほか、都市住民の理解と参加による森林整備と林業経営改善を促進することを目的とする。

(2) 財務の状況

貸借対照表

平成25年3月31日現在

(単位：円)

| 資 産 | | 負債及び正味財産 | |
|--------------------|----------------|----------|----------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 流動資産 | 82,400,615 | 流動負債 | 121,703,182 |
| 現金預金 | 49,646,508 | 未払金 | 77,357,373 |
| 分収育林預り金積立資金からの未振替額 | 48,558 | 未払費用 | 43,901,238 |
| 未収金 | 32,662,599 | 預り金 | 444,571 |
| 貯蔵品 | 42,950 | 固定負債 | 10,140,877,486 |
| 固定資産 | 10,613,044,567 | 長期借入金 | 10,085,025,129 |
| 基本財産 | 307,400,000 | 分収育林預り金 | 53,943,762 |
| 特定資産 | 188,200,527 | 分収収益預り金 | 1,908,595 |
| その他固定資産 | 10,117,444,040 | 負債合計 | 10,262,580,668 |
| | | 指定正味財産 | 307,400,000 |
| | | 一般正味財産 | 125,464,514 |
| | | 正味財産合計 | 432,864,514 |
| 合 計 | 10,695,445,182 | 合 計 | 10,695,445,182 |

収支計算書

自 平成24年4月 1日

至 平成25年3月31日

(単位：円)

| 支 出 | | 収 入 | |
|-----------------|-------------|-----------|-------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 事業活動支出 | 329,172,379 | 事業活動収入 | 112,895,232 |
| 事業費支出 | 300,353,920 | 基本財産運用収入 | 4,482,037 |
| 管理費支出 | 28,551,735 | 特定資産運用収入 | 1,408,146 |
| 分収育林預り金支出 | 77,657 | 補助金等収入 | 104,450,282 |
| 雑支出 | 189,067 | 雑収入 | 2,554,767 |
| 投資活動支出 | 3,270,692 | 投資活動収入 | 31,085,777 |
| 特定資産取得支出 | 2,770,692 | 特定資産取崩収入 | 31,085,777 |
| 固定資産取得支出 | 500,000 | 財務活動収入 | 271,760,000 |
| 財務活動支出 | 81,728,959 | 借入金収入 | 271,760,000 |
| 借入金返済支出 | 81,728,959 | | |
| 当期支出合計(a) | 414,172,030 | 当期収入合計(b) | 415,741,009 |
| 当期収支差額(b)-(a) | 1,568,979 | 前期繰越収支差額 | 3,029,692 |
| 次期繰越収支差額(c)-(a) | 4,598,671 | 収入合計(c) | 418,770,701 |

(3) 県の財政的援助等の状況

ア 基本財産307,400,000円のうち302,000,000円(98.2%)を出捐

イ 県からの貸付金は、3,948,407,957円

ウ 当該法人の債務について損失補償を行っており、平成24年度末における補償対象債務の残高は、6,136,617,172円

エ 平成24年度の補助金は、次のとおりである。

| | |
|-----------------|-------------|
| 奈良県林業基金事業推進費補助金 | 9,187,319円 |
| 木材生産林育成整備事業補助金 | 27,360,926円 |
| 担い手育成強化対策補助金 | 744,000円 |

(4) 監査の結果

経営について(意見)

造林事業等を営む林業公社の累積債務が全国的な問題となっている中、公益財団法人奈良県林業基金(以下「基金」という。)においては、県及び日本政策金融公庫からの長期借入金は平成24年度末で100億円を超過しており、今後も増加していく見通しである。

この借入金は将来の伐採収入により返済することとしているが、木材価格の大幅かつ継続的な下落等により、森林整備の投資に見合った収入を得ることは困難な状況となっており、借入金の解消を含めた長期的な収支見通しは極めて厳しい状況である。

基金においては、平成24年8月より経営改善検討会議を設置し検討されているが、平成20年3月に長期収支計画を策定して以降、5年を経過しているにもかかわらず、その後の長期収支予測がなされていない。今後のあり方を検討する上においても、早急に長期収支計画を立てるべきである。

なお、県からの多額な借入金の状況を考慮すると、収支見通しを含む森林資産に関する情報については、県民に対する積極的かつ分かりやすい情報公開が望まれる。

| | | | |
|-----|-----------|-------|-------------|
| 団体名 | 奈良県土地開発公社 | 実施年月日 | 平成25年 8月 8日 |
|-----|-----------|-------|-------------|

(1) 団体の目的

公共用地・公用地等の取得、管理処分等を行うことにより地域の秩序ある開発整備と県民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(2) 財務の状況

貸借対照表

平成25年3月31日現在

(単位：円)

| 資 産 | | 負 債 及 び 資 本 | |
|----------|---------------|-------------|---------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 流動資産 | 7,177,816,343 | 流動負債 | 5,040,761,765 |
| 現金及び預金 | 1,068,043,624 | 未払金 | 1,694,331,935 |
| 事業未収金 | 11,170,247 | 短期借入金 | 3,322,498,984 |
| 代行用地 | 5,042,037,415 | 未払費用 | 23,452,138 |
| 完成土地等 | 884,748,875 | 前受金 | 0 |
| 代替地 | 108,316,131 | 預り金 | 276,260 |
| 附帯等事業 | 63,500,051 | 前受収益 | 202,448 |
| 固定資産 | 1,766,023,109 | 固定負債 | 0 |
| 有形固定資産 | 48,222,761 | 長期借入金 | 0 |
| 無形固定資産 | 0 | その他の固定負債 | 0 |
| 投資その他の資産 | 1,717,800,348 | 負債合計 | 5,040,761,765 |
| | | 資本金 | 10,000,000 |
| | | 基本財産 | 10,000,000 |
| | | 準備金 | 3,893,077,687 |
| | | 前期繰越準備金 | 4,117,393,128 |
| | | 当期純損失 | 224,315,441 |
| | | 資本合計 | 3,903,077,687 |
| 合 計 | 8,943,839,452 | 合 計 | 8,943,839,452 |

損益計算書

自 平成24年4月 1日

至 平成25年3月31日

(単位：円)

| 費 用 | | 収 益 | |
|------------|---------------|-----------|---------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 事業原価 | 1,716,364,193 | 事業収益 | 1,709,094,392 |
| 公有地取得事業原価 | 1,702,489,018 | 公有地取得事業収益 | 1,702,489,018 |
| 土地造成事業原価 | 7,790,175 | 土地造成事業収益 | 6,336,000 |
| 代替地事業原価 | 0 | 代替地事業収益 | 0 |
| 附帯等事業原価 | 6,085,000 | 附帯等事業収益 | 269,374 |
| あっせん等事業原価 | 0 | あっせん等事業収益 | 0 |
| 販売費及び一般管理費 | 76,716,161 | 事業外収益 | 20,822,375 |
| 事業外費用 | 6,300 | 受取利息 | 1,410,910 |
| 消費税 | 6,300 | 有価証券利息 | 19,363,350 |
| 雑損失 | 0 | 雑収益 | 48,115 |
| 特別損失 | 161,145,554 | 当期純損失 | 224,315,441 |
| 土地評価損 | 0 | | |
| その他の特別損失 | 161,145,554 | | |
| 合 計 | 1,954,232,208 | 合 計 | 1,954,232,208 |

(3) 県の財政的援助等の状況

ア 基本財産10,000,000円で、全額県の出資

イ 当該法人の債務について債務保証を行っており、平成24年度末における債務保証の残高は、3,322,498,984円

(4) 監査の結果

継続車検受検にかかる自賠責保険料の支払いについて（注意）

公用車の継続車検受検にかかる自賠責保険料において受検日後の支出が認められた。

自賠責保険料の後払いは業者に対し保険会社等への立替払いを強いることとなるため、今後、自賠責保険料の支出については適正に処理するべきである。

| | | | |
|-----|---------|-------|-------------|
| 団体名 | 奈良県道路公社 | 実施年月日 | 平成25年 8月 8日 |
|-----|---------|-------|-------------|

(1) 団体の目的

有料道路の新設、維持管理等を行うことにより地域の幹線道路の整備促進と県民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的とする。

(2) 財務の状況

貸借対照表

平成25年3月31日現在

(単位：円)

| 資 産 | | 負 債 及 び 資 本 | |
|---------------|-----------------|--------------|-----------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 流動資産 | 1,266,888,833 | 流動負債 | 21,871,719,218 |
| 預金 | 291,365,403 | 未払金 | 259,766,139 |
| 未収金 | 975,523,430 | 短期借入金 | 21,600,000,000 |
| 前払費用 | 0 | 未払費用 | 4,578,849 |
| 固定資産 | 110,435,881,614 | 預り金 | 7,374,230 |
| 事業資産 | 110,404,463,174 | 固定負債 | 6,411,776,710 |
| 道路 | 110,404,463,174 | 長期借入金 | 6,411,776,710 |
| 事業資産建設仮勘定 | 0 | 特別法上の引当金等 | 46,659,274,519 |
| 有形固定資産 | 31,418,440 | 道路事業損失補てん引当金 | 6,400,758,573 |
| 建物 | 44,851,235 | 償還準備金 | 40,258,515,946 |
| 機械及び装置 | 4,844,861 | 償還準備積立金 | 0 |
| 車両及び運搬具 | 4,735,543 | (負債合計) | 74,942,770,447 |
| 工具・器具及び備品 | 1,102,694 | 基本金 | 36,760,000,000 |
| 土地 | 0 | 奈良県出資金 | 36,760,000,000 |
| 有形固定資産減価償却累計額 | △ 24,115,893 | (資本合計) | 36,760,000,000 |
| 無形固定資産 | 0 | | |
| 合 計 | 111,702,770,447 | 合 計 | 111,702,770,447 |

損益計算書

自 平成24年4月 1日

至 平成25年3月31日

(単位：円)

| 費 用 | | 収 益 | |
|--------------|---------------|---------|---------------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 業務管理費 | 1,885,011,524 | 業務収入 | 4,508,922,235 |
| 道路管理費 | 1,148,293,579 | 道路料金収入 | 4,507,454,066 |
| 道路料金収入配分費 | 736,717,945 | 業務雑収入 | 1,468,169 |
| 一般管理費 | 79,301,981 | 受託業務収入 | 189,933,651 |
| 受託業務損 | 189,933,651 | 業務外収入 | 400,511,200 |
| 諸減価償却費 | 1,150,607 | 利息収入 | 0 |
| 有形固定資産減価償却費 | 1,150,607 | 業務補助金収入 | 398,766,300 |
| 無形固定資産減価償却費 | 0 | 雑益 | 1,744,900 |
| 諸引当損 | 2,719,665,353 | | |
| 道路事業損失補てん引当損 | 359,117,791 | | |
| 償還準備金繰入損 | 2,360,547,562 | | |
| 業務外費用 | 224,303,970 | | |
| 支払利息 | 224,303,970 | | |
| 雑損 | 0 | | |
| 合 計 | 5,099,367,086 | 合 計 | 5,099,367,086 |

(3) 県の財政的援助等の状況

- ア 基本財産36,760,000,000円で、全額県の出資
- イ 県からの貸付金は、200,000,000円
- ウ 当該法人の債務について債務保証を行っており、平成24年度末における債務保証の残高は、27,811,776,710円

(4) 監査の結果

財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。